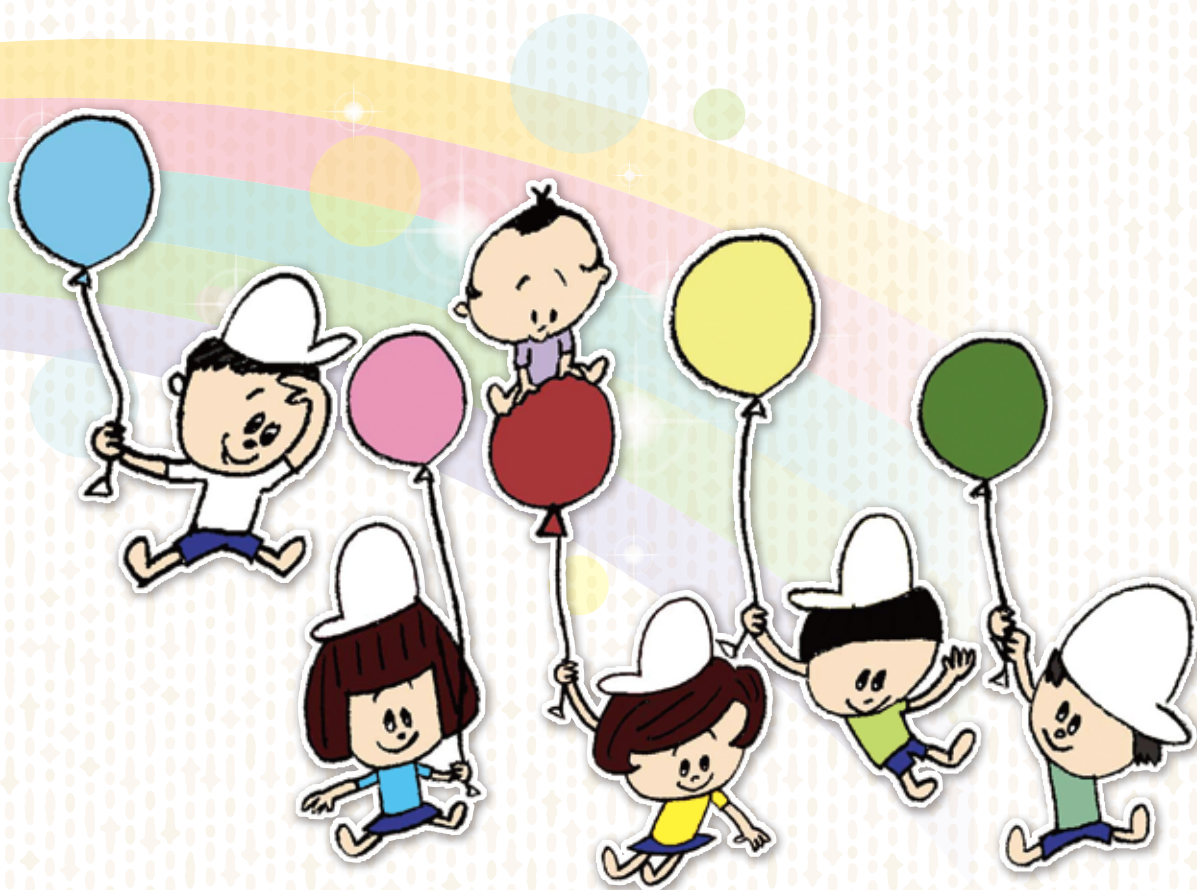


スマイル

～ 輝くえがおと～

（令和3年改訂）



令和3年3月
高知県教育委員会

はじめに

高知県教育委員会では、平成 14 年 3 月「人権教育指導資料集（幼児教育編）」を作成し、幼児期からの人権教育をすすめてきました。さらに平成 21 年 3 月に改訂した同資料集で保護者への支援を含め、大人への関わり方について示し、就学前教育における人権教育のさらなる充実を図ってまいりました。

しかし、核家族・少子高齢化社会を背景に、近年の子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しており、インターネットや SNS 等の普及に伴う様々な体験をする機会の減少や、いじめや児童虐待・ネグレクト等、生命の尊厳が危うくされる厳しい状況もあります。このような中で、子どもたちに変化の激しい未来社会を生きる力を育み、対応できる力を付けるためには、その基盤となる家庭や乳幼児期の教育が最も重要であると考えます。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。この時期に、一人一人の子ども的人格や個性が尊重され、子ども自身が大切にされていることを実感できるような大人の関わりや、子どもが周りの友達や身近な動植物、自然と触れ合う体験を増やすこと等により、人や生命を大切にする精神や豊かな人間性が育まれることが大切です。

また、保育所・幼稚園等では、遊びを中心とする生活の場において、保育者が子どもたちの思いに寄り添いながら個性を大切にした取組を行うことにより、子どもとの愛着関係を築き、自己肯定感や豊かな人権感覚を育む教育・保育の実践が求められています。

そのため、平成 30 年 4 月に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「高知県人権教育推進プラン（令和 2 年改定版）」の就学前教育の取組を踏まえて、本資料集は実践的な手引き書として、人権教育の進め方、保育者の子どもや保護者への関わり、保育者・保護者の研修ワークについてまとめました。

保育者の子どもの人権に配慮した日々の実践や保育者の研修、保護者会・地域の研修等で積極的に活用していただき、子どもたちが安心して成長できる環境を整えとともに、子どもたちに豊かな人権感覚の芽生えを育んでいただきますようお願いします。

最後に、改訂にあたり、ご協力いただきました監修委員の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

高知県教育長 伊藤 博明

もくじ

第1章 人権教育の基本的な考え方	1
1 人権教育とは	2
(1) 人権とは	
(2) 人権教育とは	
2 高知県の人権教育～現状と課題～	4
(1) これまでの取組	
(2) 現状と課題	
3 身近な人権課題	5
第2章 乳幼児期における人権教育	12
1 乳幼児期にとって大切な人権教育	13
(1) 人権教育の進め方	
① 人権教育を進めるうえで大切にしたい4つの視点	
② 人権尊重の視点に立った教育・保育活動を行う	
③ 子どもと信頼関係（愛着関係）を結ぶ	
④ 自尊感情を育む	
(2) 乳幼児期における教育・保育と人権教育	
① 特別な配慮を必要とする子どもへの指導	
② 人権感覚を育む指導	
(3) 小・中・高等学校等との連携	
2 保育者の役割	23
(1) 保育者の人権意識の向上	
(2) 子ども・保護者への関わり	
(3) 虐待の早期発見と対応	
3 家庭・地域の役割や連携	33
(1) 家庭の役割	
① 胎児期に大切にしたいこと	
② 乳幼児期に大切にしたいこと	
③ 基本的生活習慣の確立	
(2) 家庭との連携	
(3) 地域の役割	
① 地域全体での子育て支援	
② ネットワークをつくり、子育てを支援する	
③ 家庭とは違う体験などを通して、社会性を身に付ける	
(4) 地域との連携	
第3章 やってみよう！ 人権研修	45
保育者ワーク	48
ワーク① 自尊感情や自己肯定感を育むために	
ワーク② 子どもの思いをどう受け止めますか	
ワーク③ 想像力、共感力を育むために	
ワーク④ 性の多様性を理解するために	
ワーク⑤ 特別な支援が必要な子どもたちのために	
保護者ワーク	54
ワーク① 子どもの声を聴く	
ワーク② どうしていますか？ 子どもの生活リズム	
ワーク③ わがままと自我	
ワーク④ 子どものやる気	
保育実践事例	62
研修方法例	65
巻末資料 高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）本文	69

第 1 章 人権教育の基本的な考え方

1 人権教育とは

(1) 人権とは

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年・閣議決定)では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示されています。その内容には生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住に関わる諸権利や思想、言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利等も含まれます。法務省人権擁護局「人権の擁護」によると、人権とは「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」で、誰にも大切なものであり、子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と示されています。

(2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養(かんよう)※を目的とする教育活動」と示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](文部科学省)」(以下、[第三次とりまとめ]という。)では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

次項の図で示しているように、人権教育は様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の2つが合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることをめざす総合的な教育であるといえます。そして、これは学校に限らず、社会にも共通する目標です。

※水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

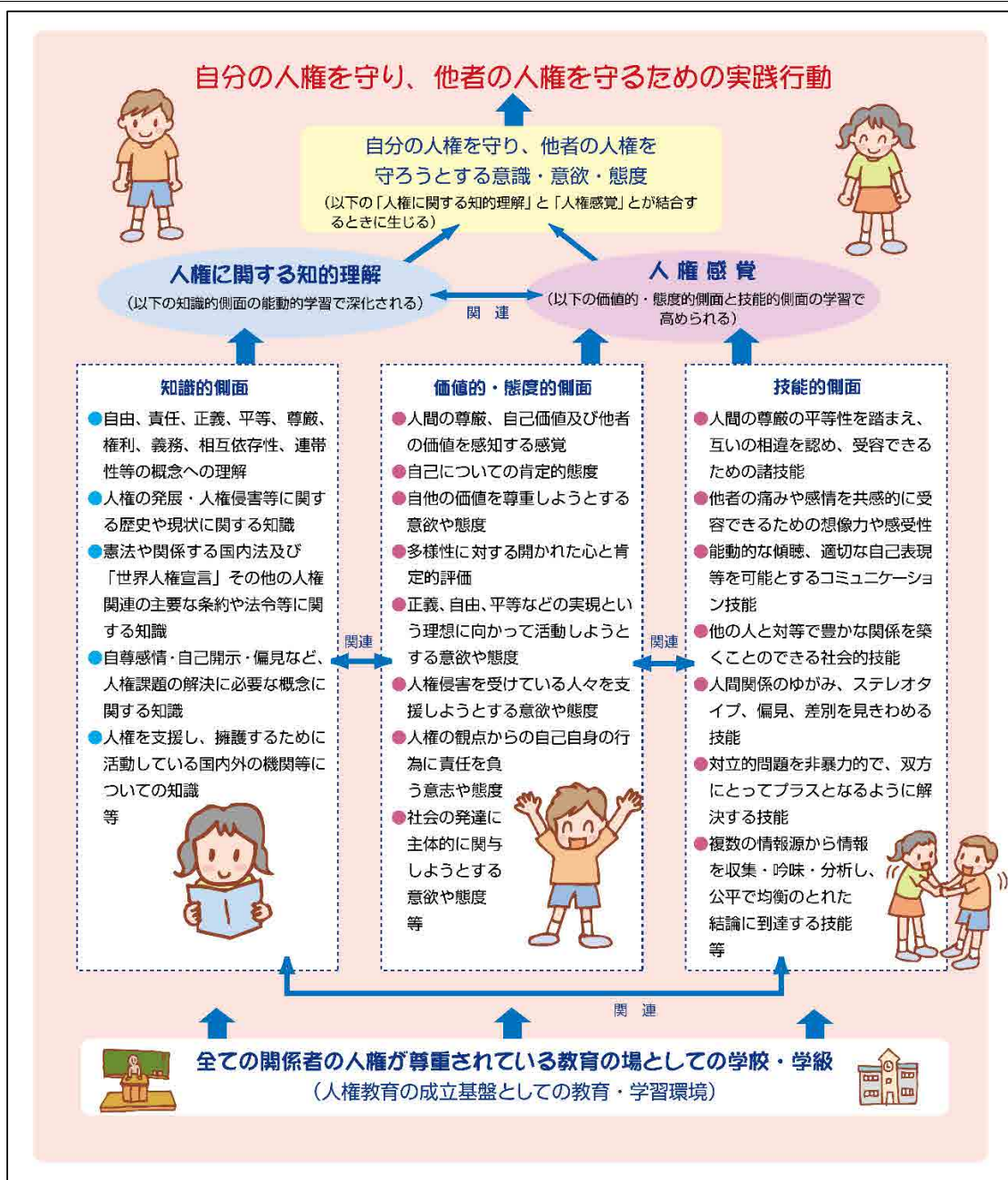
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

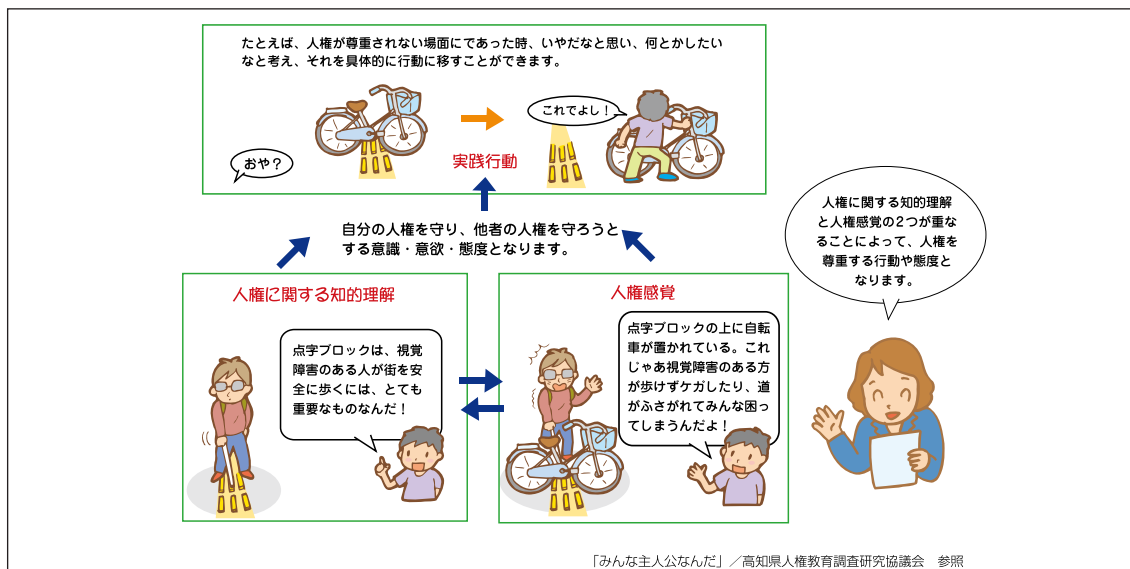
第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

人権感覚とは…

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことを言います。[第三次とりまとめ]



[第三次とりまとめ] をもとに作成



2 高知県の人権教育～現状と課題～

(1) これまでの取組

高知県における人権教育は、同和教育の歴史を継承しながら、「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしながら取り組む、これまで多くの成果を残してきました。例えば、長期欠席・不就学の子どもの学力向上や、課題のある子どもを中心とした集団づくり、保育所等・学校・地域との連携等、一定の成果をあげ、今日の取組にもつながっています。

また、「高知県人権尊重の社会づくり条例」(平成10年4月施行)や「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」(平成10年7月策定)、「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」(平成31年3月策定)に基づいた高知県教育委員会の取組方針として「高知県人権教育推進プラン」(令和2年3月改定)を作成し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して人権文化を創造することをめざし、小学校就学前教育・学校教育・社会教育における、より充実した取組を推進しています。

(2) 現状と課題

平成28年度に本県の公立学校児童生徒を対象に実施した「人権教育に関するアンケート」の結果において、児童生徒の自尊感情の高まりが見られる一方で、いじめや差別を見た時「何もしない」という回答が、校種が上がるにつれて増加する傾向が見られました。また、障害者や高齢者、外国人といった社会的に取りあげられる機会が多い人権課題については、児童生徒の学習経験が少なくても、一定適切な判断ができるものもあります。一方、社会的に取りあげられる機会が少ないハンセン病や同和問題等のいくつかの人権課題については、正しい判断に結び付いていないという実態が示されており、人権学習の機会の保障と内容の充実、指導力の向上が課題として表れています。

人権教育を今後さらに充実させていくためには、保育所・幼稚園等において、組織的・計画的な取組の推進や、人権尊重の理念や個別の人権課題についての保育者・教職員研修の改善と充実が重要になります。一人一人の人権が尊重される保育所・幼稚園等づくりを実現するために、さらなる取組の充実が求められています。

～人権や人権課題に関する国内の状況～

子どもの生命・身体の安全に関わる貧困・虐待・いじめや、在日外国人に対する差別扇動、インターネット上の誹謗中傷等、社会で人権が守られていない、または差別が助長されるような状況があり、個別の人権課題に関する次の法律が近年制定されました。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成28年施行
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成28年施行
- ・「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28年施行
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年改定
- ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」令和元年施行
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍・ハラスメント規制法）」令和2年施行

3 身近な人権課題

今日、保護者等からの虐待によって子どもの大切な命が奪われたり、DVなど暴力による心や身体に深い傷を受けたりする等、子どもへの様々な人権侵害が起こっています。そこで、病気や障害のある子ども、外国にルーツをもつ家庭の子ども、性的マイノリティ等、人権課題の当事者である子どもたちの人権が大切にされる保育所・幼稚園等づくりを進めていくためにも、保育者が人権課題について正しく理解し、人権尊重の精神を身に付けることが重要です。取組に際しては、以降の■も参考にしながら、子どもの実情に合わせた人権意識の素地づくりにつなげましょう。

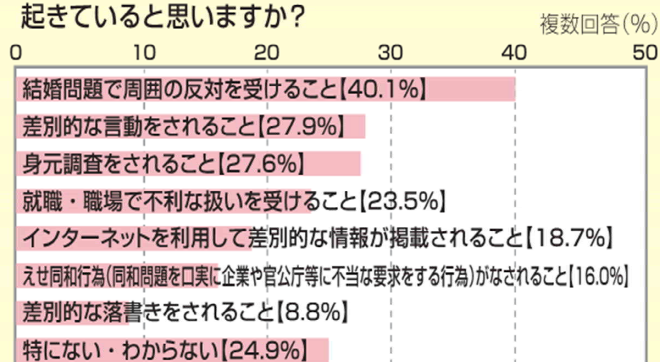
同和問題

日本社会の歴史的過程で形成された差別により、特定の居住地や出身地を理由とした国民の一部の人々への人権侵害

- インターネット上での部落差別の増加や悪質な問題が起こっていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（平成28年施行）による取組を進めています。
- これまでの同和対策事業や取組の成果
 - ・義務教育における教科書の無償化
 - ・就職差別防止を目的とした全国高等学校統一応募用紙（履歴書）の作成
 - ・戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



女性

男・女だからという固定的な性別役割分担意識を背景とした女性への人権侵害

- 「高知県男女共同参画社会づくり条例」（平成16年施行）に基づき、男女が性別に関係なく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めています。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成28年施行）（令和2年改正）による取組を進めています。

■男女の区別を男児は青色、女児は桃色など、各自のイメージによる色別で固定せず、様々な色を使う工夫をしましょう。

■ごっこ遊びや、日常の子どもへの言葉掛けにおいて、「男の子・女の子だから～」という男女間の固定的役割分担意識につながる声掛けではなく、性別にかかわらず、一人一人の遊びを認め合う集団づくりや声掛けをしていきましょう。

■子ども間のトラブルにおいて、「女・男のくせに～」という言葉が出た時には、その考えの理由を丁寧に聞き、個々を大切に言葉を使うことを促しましょう。



関連 P19,51

子ども

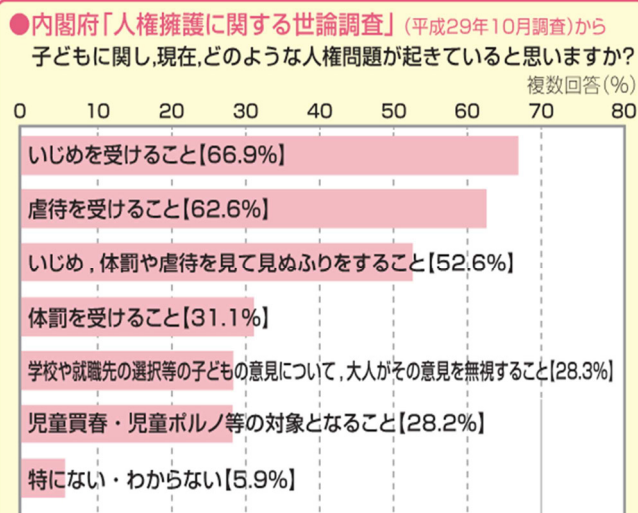
家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰、性被害等、子どもへの人権侵害

○いじめや虐待による子どもが傷つけられる事案がなくならず、「いじめ防止対策推進法」（平成25年成立）や「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月）の施行により、学校や家庭・地域、関係機関等の連携による取組や対策の強化を進めています。

■日々の保育所・幼稚園等での生活の中で、気になる言動やいざこざがある場合、子どもの個々の考えを聴き出すとともに、どの子どもも安心感がもてる環境づくりや人間関係づくりを大切にしましょう。

■毎日の保育者の対話や職員会等の中で、集団における子ども同士の関係性や、親子・家族関係における生活背景などについての情報共有を行い、子ども理解を深めましょう。

関連 P28~32,42,43



高齢者

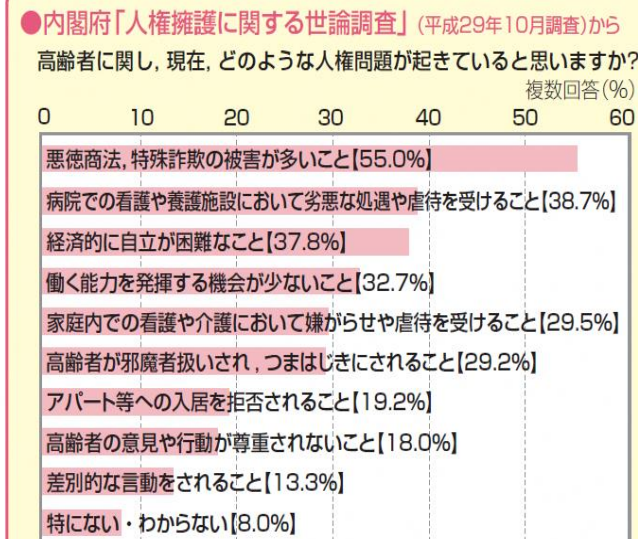
介護者による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分等の経済的虐待、悪徳商法等による高齢者への人権侵害

○高齢者の尊厳を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年施行）に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応の為に施策や、「高知県高齢者保険福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」（H30年策定）に基づき、高齢者の保健福祉の向上を図るための施策を進めています。

■子どもが、敬老の行事や昔遊び体験等の取組において、高齢者と触れ合い、自分の感情や意思を表現しながらともに楽しんだり、共感し合ったりする体験を大切にしましょう。

■高齢者に親しみをもち、人と関わることの楽しさや、高齢者を敬うことができる取組を進めましょう。

関連 P43



障害者

障害についての知識や理解不足を背景とする偏見や差別意識から生じる障害のある人への人権侵害

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年）が施行され、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定めら

れ、障害のある人もない人もともに住みやすいまちづくりをめざし、取組を進めています。

- 障害のある子どもとその保護者にとって、保育所・幼稚園等が安心できる場になるように、他の子どもの保護者に対しても、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害等についての理解を深め、地域でともに生きる意識をもつことができるよう配慮しましょう。

- 障害のある子どもの発達状況に応じた環境整備の充実を図るとともに、日々の活動において、障害のある子どもや保護者の願いが実現できるように、生活の流れや遊びの工夫などをして保育内容を充実させましょう。

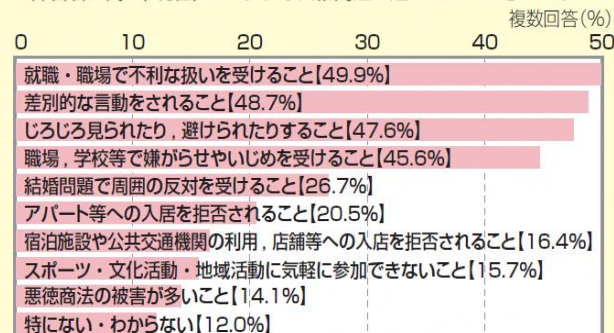
- 障害のあるなしに関わらず、子どもたちがそれぞれの「違い」を大切にし、ともに成長できるよう、仲間づくりを大切にしたい保育をしましょう。



- 保護者は子育てに困難や不安・負担感を抱きやすい状況があります。状況等に応じた個別支援や、送迎時などにおける丁寧な関わりを大切にしましょう。

関連 P18,19

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から 障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



HIV感染者等・ハンセン病

HIV（ヒト免疫不全ウイルス。AIDS [エイズ] の原因となるウイルス）や結核、ハンセン病（らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症）感染者等、病気で治療を受けている患者や元患者、その家族に対する誤った知識や偏見による人権侵害

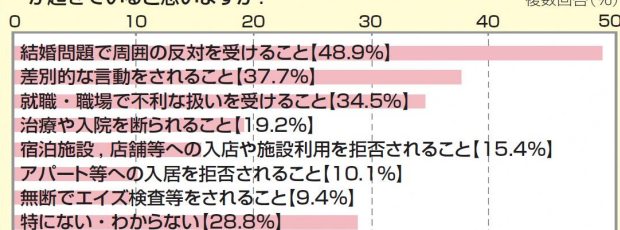
- 正確な情報が十分に伝わらず、有効な治療法がなかった時代もあり、感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染者やその家族を偏見や差別で苦しめてしまうことが起きました。

- 高知県では、1987（昭和 62）年に HIV 感

染者の妊婦に関する行き過ぎた報道があり、「受診患者のなかにエイズ感染者はいません」という内容の張り紙をする病院もありました。様々な感染症に対する正しい知識を普及・啓発するとともに、患者・感染者の権利を守るための取組を進めています。

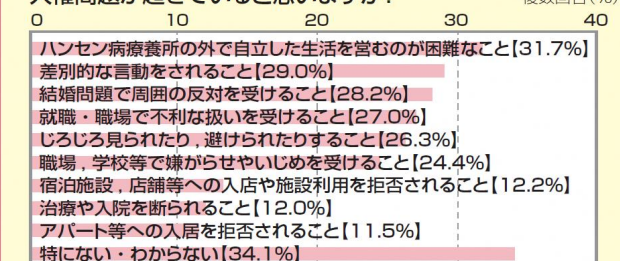
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

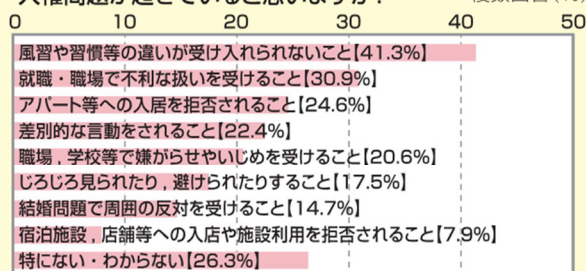


外国人

言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分なことに起因するものや、歴史的背景により特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）によるもの等、外国人に対する偏見や差別等の人権侵害

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？ 複数回答(%)



○外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（平成28年）が施行されました。文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、多文化共生社会を実現するために、継続して異文化理解推進への取組を進めています。

■外国にルーツをもつ家庭の子どもとその保護者にとって、保育所・幼稚園等が安心できる場になるように、他の子どもの保護者に対しても、子どもが互いに育ち合う姿を通して、他国の言語や文化・習慣等についての理解を深め、地域でともに生きる意識をもつことができるよう配慮しましょう。

■外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりする等、子どもや保護者が異なる文化に触れ、交流する機会をつくりましょう。

■外国籍の家庭では、日本語によるコミュニケーションの難しさや、文化や習慣が異なること等から、保護者は子育てに困難や不安・負担感を抱きやすい状況にあります。送迎時などにおける丁寧な関わりなどをしながら、保護者の意向や思いを理解したうえで、市町村等の関係機関や病院との連携等、家庭の状況等に応じた個別の支援を行いましょう。



関連 P19,43,62~64

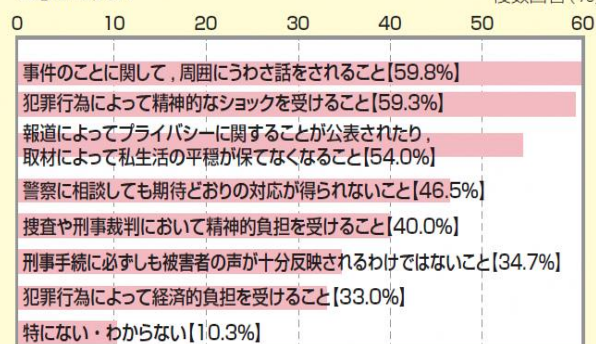
犯罪被害者等

直接被害を受けるだけでなく、心ない中傷や風評等により名誉が傷つけられたり、行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりする等、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられる人権侵害

○犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られ（平成28年第3次基本計画策定）犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的とした活動を展開しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？ 複数回答(%)



インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、発信者の匿名性が高いことや情報発信の容易さから、名誉やプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別的な書き込み、犯罪や自死等に関わる様々な人権侵害

○子どものインターネットの利用が年々

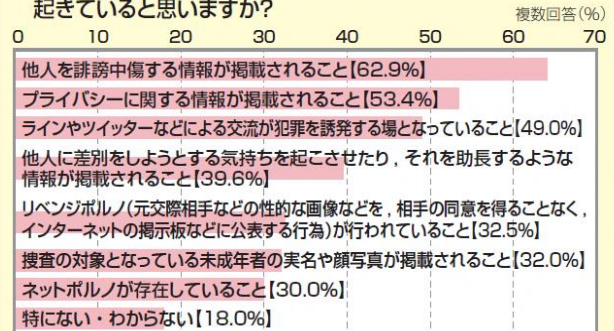
増加する中で、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロード等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案が発生しています。このような状況を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年施行）（平成30年改正）や「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年施行）により、取組を進めています。

■電子メディアに触れる機会は、乳幼児期の子どもも早期化・長時間化の傾向にあります。乳幼児期は、心と体の基礎をつくる大切な時期です。電子メディアとの接触が多くなると、子どもたちは体を動かす機会や人と遊ぶ時間も減ります。生活リズムの乱れや視力低下、依存症など心や体への影響が心配されています。長時間の使用は控えること等、保護者への情報発信も大切になります。

■家庭ではスマートフォンやタブレットPCも子どもの興味や関心を引きませんが、それ以外にも、子どもの興味や関心を引き出すおもちゃの準備をし、思考力やコミュニケーション力、手指の巧緻性等が高まるよう工夫しましょう。



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか？



関連 P34,35,39

災害と人権

災害時の甚大な被害や、災害避難所における女性、障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティ等への人権侵害。被災者に対する誹謗中傷や偏見等の人権侵害

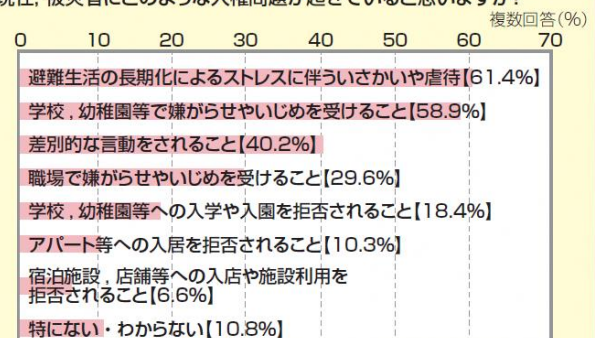
○平成20年に「高知県南海地震による災害

に強い地域社会づくり条例」を制定し、現在、防災・減災に関する様々な施策を

推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進し、人権に配慮した人づくり・ものづくりの取組を進めています。

■自然災害発生時に瞬時に行動できるような取組を行うとともに、日頃から遊びの中に取り入れる等の工夫をしましょう。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか？



性的指向・性自認

恋愛・性愛の対象（性的指向：好きになる性）が同性・男女両方であることや、自分の認識する性別（性自認：心の性）と生物学的な性（身体の性）が一致しない人々に対する差別的な取扱いや偏見、誹謗中傷等の人権侵害

- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年施行）（平成20年改正）により、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

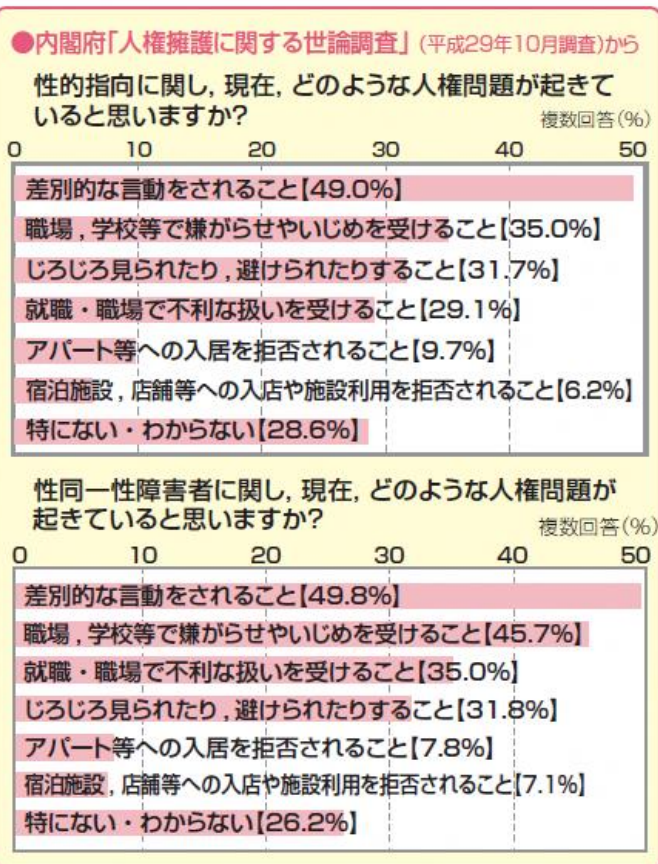
- 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するため、「労働施策総合推進法」（令和2年施行）に基づいて、パワーハラスメント防止のため

の指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等はパワーハラスメントに該当すると考えられると明記する等、職場における正しい理解を促進する取組を進めています。

- 多くの性的マイノリティの当事者が、小学校就学前から小学校低学年にかけて、自分の性に違和感を感じ始めるという経験をされています。このことを踏まえ、保育者・教職員やスクールカウンセラー、医療機関との連携等のもと、児童生徒の心情に十分配慮した対応が、保育所・幼稚園等や学校に求められています。保育所・幼稚園等と学校において、子どもの「性」に関する状況等についての情報交流を大切にしましょう。

- ごっこ遊び等において、女の子が男の子（または男の子が女の子）の役割を演じる場合もあります。「普通・規範」に束縛されない価値観を幼児期に育むことを大切にしましょう。

関連 P19,51



「県民に身近な人権課題」には位置付けられてはいませんが、2020（令和2）年には、「新型コロナウイルス感染症」に関する人権侵害等が起こっている状況があります。

新型コロナウイルス感染症

2020（令和2）年に、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴う、「コロナ差別」や「コロナいじめ」等の様々な人権問題や、感染を恐れるあまり、県外ナンバー車に対する嫌がらせ行為（器物損壊）等の事案も起こっています。感染症に対する正しい知識を得て、感染者や濃厚接触者、対策に携わった方々やその家族に対する誤解や偏見・差別、人権侵害が起こらないよう呼びかけています。

- 学校で咳をする友だちや、風邪や腹痛で欠席をした友だちに対して、「コロナ」と呼ぶといったいじめや、感染した児童・その家族に対する誹謗中傷も起こっています。保育所・幼稚園等においても、感染予防の取組と併せて「コロナによるいじめ」が生じないように、感染している人やその家族、医療従事者の方の気持ちを考えたり、応援したりする取組を進めましょう。
- 大人による感染者の詮索や誹謗中傷から、家族で苦しんだり、登園に不安感を抱いたりする事例も起こっています。感染する可能性は誰にでもあります。「もし、自分や家族が感染したら…」「登園で感染が起こったり、家族が濃厚接触者になったりしたら…」と様々な状況を想定するとともに、誹謗中傷や不当な差別は絶対にしないように、啓発を進めましょう。
- 経済的な影響による減収や失業など様々な状況の中で、大人のストレスや苛立ちから家庭内でのDVや児童虐待、貧困の状況も生じています。保護者や子どもの状況に変化があれば、行政や関係機関につなげて支援を進めましょう。



関連 P28~32,43

【参考・引用資料 法務省「令和2年度版 人権の擁護」】

第2章 乳幼児期における人権教育

1 乳幼児期にとって大切な人権教育

(1) 人権教育の進め方

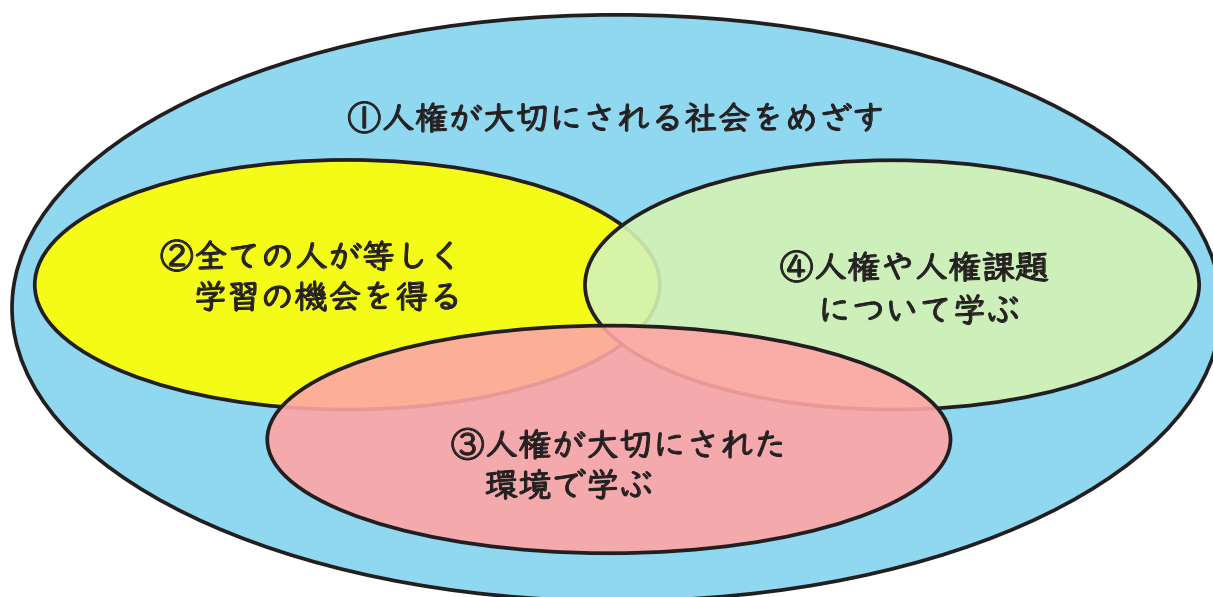
今、社会は、国際化や情報化、少子高齢化が急速に進む中で、人々の価値観や生活様式が時代とともに多様化してきています。このような社会情勢の中で、子どもたちの中には、「自己に対する肯定的な評価（自己肯定感）が低い」「自己中心的な言動が多い」「他の子どもとコミュニケーションがとりづらい」といった実態が生じているといわれています。

これは、子どもたちが乳幼児期から、それぞれの発達段階（時期）で身に付けなければならない育ちが十分に保障されていないことから起きていると考えられます。また、それがその後の育ちに影響していくともいわれています。

「あなたは自分のことが好きですか」「周りの友だちから好かれていると思いますか」という問いかけに対して、「いいえ」と答える等、自分を肯定的に捉えることができない子どももいます。このように、自尊感情が育まれていない子どもは、人を受け入れにくく、他者を排除・攻撃したり、また逆に自分の殻に閉じこもりがちになったりする事例もあります。人権課題を解決していくには、まず「私（自分）」の人権を大切にすることから出発しなければなりません。

乳幼児期における人権教育では、自分らしく輝きながら友だちと一緒に園生活を楽しむ子どもを育てることをめざしています。そのために自分に自信をもち、相手の思いを感じ取り、他者とよりよい関係をつくる等の力を育てていくことが大切です。

人権教育を進めるうえで大切にしたい4つの視点



①人権教育を進めるうえで大切にしたい4つの視点

目的：人権が大切にされる社会をめざす

人権を大切にできる社会を築く力を育てる教育・保育活動のことです。

家庭や地域は、乳幼児期から子どもに豊かな感性や思いやり、善悪の判断など人格形成の基礎を培ううえで、極めて重要な役割を担っており、人権尊重の理念が日常生活を通じて育まれることが求められます。

【取組例】

- ・開かれた保育所・幼稚園等運営
- ・保護者会・PTA等での人権教育の推進
- ・人権教育を肯定的に受容するような家庭・地域の基盤づくり 等



機会：全ての人が等しく学習の機会を得る

一人一人の子どもの「育ち」を保障していく教育・保育活動のことです。

【取組例】

- ・人への信頼感の獲得
- ・自分の気持ちを素直に表現する力の育成
- ・ありのままの自分を好きになり、自信をもつための感情の育成
- ・自立・自律性の育成
- ・基本的生活習慣の確立
- ・人と関わる力の育成 等



環境：人権が大切にされた環境で学ぶ

人権が保障された環境で展開される教育・保育活動のことです。

【取組例】

- ・周りの大人の人権意識の高揚
- ・安心して生活できる保育所・幼稚園等づくり
- ・子ども自身が愛されていると実感できる環境づくり
- ・一人一人の子どもが自己発揮できる環境づくり
- ・人権に配慮した教材や施設整備 等



内容：人権や人権課題について学ぶ

人権に関わる内容の理解やそれにつながる教育・保育活動のことです。

【取組例】

- ・自然や生命との触れ合い
- ・異文化との交流
- ・高齢者との交流
- ・人権に関する内容を扱った絵本や紙芝居等の活用 等



《 保育者としての認識 》

人権尊重の理念を十分に認識し、人権教育を推進するため人権に関する研修に主体的に参加し自己研鑽に努めましょう。

人権教育の推進にあたっては、4つの視点を意識し、人権課題に関わる当事者の不安、憤り、思いや願いを聴きながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。また、人権教育の実践に学び、当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との人間関係づくりをもとに、丁寧な聴き取りを行っていきましょう。

②人権尊重の視点に立った教育・保育活動を行う

乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期です。多くの時間を過ごす保育所・幼稚園等で人権が尊重され、全ての子どもが安心して過ごすことができる場にするために、教育・保育活動においては、次のような点に留意する必要があります。

(ア) 保育者の姿勢

保育者の動きや態度は子どもの安心感の源であり、子どもの視線は、保育者の意図する、しないに関わらず、保育者の姿に注がれていることが少なくありません。

日々の園生活において、子どもたちの表現は、人に伝わりにくくなったり、あるいはコントロールできていないように見えたりすることもあります。そのような場合、保育者は、子どもの心に寄り添う姿勢でしっかりと聴き、ときにはその思いや気持ちを本人にも分かる言葉で代弁することなどが大切です。また、乳幼児期の子どもは、友だちと関わることを通して、自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていきます。ですから、子どもたちが友だちと十分に関わって園生活を過ごすことができるようにすることが大切です。

このような保育者の姿勢が、子どもの保育者に対する信頼を深め、安心感を生むことにつながります。

(イ) 一人一人の発達の特性に応じた指導

子どもの発達を促すために、子どもを指導する際には、保育者はその年齢の多くの子どもが示す発達の姿について理解しておく必要があります。しかし、それぞれ独自の存在としての子ども一人一人に目を向けると、その発達の姿は必ずしも一様ではないことが分かります。

子ども一人一人の家庭環境や生活経験の違いから、人や事物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方が異なっています。そのため、保育者は、子どもたちが自ら主体的に環境と関わり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の発達の特性（その子らしい見方、考え方、関わり方など）を理解し、その特性やその子が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切です。

(ウ) 乳幼児理解に基づく環境の構成

環境の構成については、子どもの生活する姿に即して、その時期にどのような経験を積み重ねることが必要かを明確にしたうえで、そのための状況をモノや人、場や時間、保育者の動き等と関連付けて創り出していくことが大切です。子どもが安心して周囲の環境に関われるような雰囲気のもと、興味や関心をもち、自ら次々と活動を展開していくことができるように、配慮・構成された環境が大切です。

（エ） 保育所・幼稚園等全体による協力体制と情報共有

人権教育を組織的・計画的に推進していくためには、職員がそれぞれの専門性を生かし、教育・保育に当たるとともに、保育所・幼稚園等の保育者が互いに連携・協力する体制を築くことが大切です。また、保育所・幼稚園等全体で子ども一人一人の顔や性格などが分かることや課題についての理解の共有を図ることが大切です。

複数の保育者が共同で教育・保育を行い、子どもたちの少しの変化（いつもより元気がない、甘えてくる等）の情報や見立てを意見交換することによって、子ども一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい教育・保育を行うことが可能になります。

【高知県教育・保育の資質向上ガイドライン（高知県教育委員会）参照】

③子どもと信頼関係（愛着関係）を結ぶ

乳幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から情緒が安定し、それを支えとして次第に自分の世界を広げ、自立した生活に向かっていきます。

子どもは、保育者に受け止められ、自分が愛され、大切にされることによって、人への信頼感が育つとともに、自己肯定感が生まれます。子どもにとって、初めて出会う他者として保育者が心の拠り所であることはとても重要です。子どもと保育者の信頼関係（愛着関係）が子どもの育ちを支える基盤となります。

自尊感情を構成する4つの感覚

④自尊感情を育む

自尊感情とは、自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思ふ気持ちです。それは、課題解決に向けての行動化に関わる「態度」だけではなく、自分の生活を組み立てたり将来に対して方向付けたりする意欲にも大きな力をもつと考えられています。

特に、身近にいる人が、自分を温かく包み込んでく



※参考「学力と自己概念」大阪大学教授 池田 寛

れている、自分を愛してくれていると子ども自身が感じる（包み込まれ感覚）を大切にしなければなりません。そうすることで、他の人が自分のことを分かってくれているという気持ち（社交性感覚）や、今の自分が好き、自分の性格が好きという気持ち（自己受容感覚）、自分は人の役に立てる、やればできるという気持ち（勤勉性感覚）が芽生えてくるようになります。

(2) 乳幼児期における教育・保育と人権教育

平成 30 年 4 月に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が施行されました。変化の激しい未来社会を「生きる力」として、乳幼児期から小学校・中学校・高等学校等までの連続した育ちと学びを見通した資質・能力が示されています。

幼児教育において育みたい資質・能力とは、生きて働く「知識・技能の基礎」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の基礎」、自ら学び、実際に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」です。これらの資質・能力を育てていくことをめざし、人権教育の視点でその指導方法を考えていくことにあたっては、発達の特徴を踏まえた配慮が必要です。

乳幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではありませんが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心とした友だちとの関わりの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していきます。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感をもつ傾向が認められます。乳幼児は身近な大人や友だちの存在を拠り所にして人との関わりを広げていきます。

こうした乳幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要であり、このことは要領・指針にも示されています。

【保育所保育指針解説 第 1 章総則より抜粋】

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

〔1 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割 P.13〕

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア)十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当らなければならない。

〔1 保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標 P.19～20〕

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

〔1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育の目標 P.27〕

【幼稚園教育要領解説 第1章総説より抜粋】

第1節 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。（中略）

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

【第1節 幼稚園教育の基本 P26】 【認解説：P.26～27】

①特別な配慮を必要とする子どもへの指導

（ア）障害のある子どもへの指導

保育所・幼稚園等は、全ての子どもが、日々の生活や遊びを通してともに育ち合う場です。そのため、一人一人の子どもが安心して生活できる教育・保育環境となるよう、障害や様々な発達上の課題等、状況に応じて適切に配慮する必要があります。こうした環境のもと、子どもたちがともに過ごす経験は、将来的に障害のあるなし等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤になると考えられます。

特別支援教育・保育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上等の困難が異なることに十分留意し、環境構成や活動内容のユニバーサルデザインに取り組むとともに、子どもの障害の状態等に応じた個別の指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであるといえます。

参考 ユニバーサルデザインと特別支援教育・保育

ユニバーサルデザインは施設や生活用品等をつくる際、高齢者や障害者にあわせたものを個別にカスタムメイドするのでなく、はじめから社会に暮らす全ての人が利用できるようデザインを工夫する考え方です。

保育所・幼稚園等においても全ての子どもが同じ場でともに生活するために、障害等のある子どもへの指導内容や指導方法の充実を図ることとあわせて、その必要性そのものが最小限になるようユニバーサルデザインの視点で環境、活動を見直すことが人権尊重の姿勢として大事になります。

※ユニバーサルデザインの視点を取り入れた取組の具体例については、『特別支援教育・障害児保育ガイドブック』（高知県教育委員会）をご覧ください。



<障害のある園児などの指導に当たって大切にしたいこと>

- 全教職員において、個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、全教職員の連携に努める。
- 障害のある幼児などのありのままの姿を受け止め、幼児が安心して、ゆとりをもって周囲の環境と十分に関わり、発達していくようにする。
- 教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに十分留意し、温かい人間関係づくりに努めながら、幼児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていく。

【幼稚園教育要領解説：P126】【認解説：P. 120～P. 121】

(イ) 海外から帰国した子ども等への指導

保育所・幼稚園等では、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもがともに生活しています。保育者はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育を進めていくことが求められます。

また、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが大切です。

【保育所保育指針解説 第2章 4 保育の実施に関して留意すべき事項】

(1) 保育全般に関わる配慮事項 (P. 287)

【幼稚園教育要領解説 第1章総説

第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導】

2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応 (P. 129～P. 130)

(ウ) 性差や個人差への指導

保育所・幼稚園等において、「こうあるべき」といった固定的なイメージに基づいて子どもの性別等により対応を変えるなどして、固定的な性別役割分担意識を子どもに植え付けたりすることがないようにしなければなりません。

子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育者自らが自己の価値観や言動を省みることが必要です。

【保育所保育指針解説 第2章 4 保育の実施に関して留意すべき事項】

(1) 保育全般に関わる配慮事項 (P. 288)

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項】

第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項 2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項 (6) 性差や個人差 (P. 310)

②人権感覚を育む指導

保育所・幼稚園等では、遊びを中心とする生活の場で、一人一人の子どもの特性に応じた援助を行い、自尊感情を育て、豊かな人権感覚の芽生えを育む等の教育・保育の充実が求められています。自尊感情は、家族、友だち、保育者など周りの人との関わりや、様々な体験・経験によって育まれていくものです。

また、豊かな人権感覚を育てていくためには、次のようなことに留意する必要があります。



豊かな人権感覚の芽生え



子どもの体験や経験

- ・多くの感動体験や直接体験をする。
- ・人への信頼感をもつ。
- ・自分らしさを発揮する。
- ・友だちと一緒にいると楽しいと思う経験を重ねる。
- ・自分の気持ちを表現する。
- ・自分に自信をもつ。
- ・生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
- ・自律性を身に付ける。
- ・自分と他者の違いに気付く。
- ・集団への参加意欲を高める。
- ・友だちのよさに気付く。
- ・集団の中での協力を体験する。
- ・他者への思いやりを深める。



保育者の留意事項

- 子どもをありのままに受け入れ、情緒の安定を図りながら、信頼関係を築く。
- 一人一人の子どもの興味や関心にそった、様々な直接体験ができる環境を構成する。
- 一人一人の子どもがクラスの中で自分らしさを発揮し、存在感をもてるよう援助する。
- 共通の活動・体験の中で、友だちの様子を見たり、話を聞いたり、自分の思いや経験を友だちに伝え合ったりすることができる環境をつくる。
- うれしい時に喜び合ったり、困った時に助け合ったりする集団づくりを行う。
- 援助を必要とする子どもには、保育者がともに行動しながら、認めたり、励ましたりして自信をもたせる。
- 子どもの特性や発達課題に応じたきめ細かな指導を、組織で行う。
- 自己発揮ができていない子どもがいれば、保護者と連携を図りながら、自己発揮ができるよう援助する。
- 子どもの表面に現れた行動のみで判断せず、行動の裏にある子どもの願いや心の動き、置かれている状況を保育者全員で考察し、適切な援助を行う。
- 子どもが発するサインを見逃さず、必要に応じ保護者に伝え、相互理解を図りながら、家庭との連携を深める。

(3) 小・中・高等学校等との連携

子どもの人権尊重の感性は、乳幼児期の体験活動によって育まれていきます。

その体験に基づいた感性は、小学校、中学校、高等学校等での学びへとつながっていきます。校種間の協力と連携の重要性については、次のように示されています。

子どもは、保育所・幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長する。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠である。

義務教育である小学校と中学校との交流・連携が重要であることは言うまでもないが、さらに、児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要である。(中略) これらを踏まえつつ、校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが望ましい。

[第三次とりまとめ]

小学校就学前の教育・保育は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであり、保育所・幼稚園等で育んだ力を円滑につないでいくために、保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間で連携を図り、子どもの発達段階に応じた系統性のある取組を進めていくことが重要です。

また、各校種間でともに子どもを育てていくという視点に立って、「児童生徒理解教育支援シート」等を活用した支援・指導の引き継ぎや、児童虐待の防止対策の充実や連携・協働に向けた取組を行うことも重要です。

子どもの成長を木に例えると、乳幼児期は将来に向け、まず根を伸ばす大事な時期だといえるでしょう。この時期、育ちゆく木は土からたくさんの養分を吸収して丈夫な根をしっかりと伸ばし、太い幹を支えるもとをつくっています。根っこがしっかりとないと、大きな木には育ちません。

温かく愛情に満ちた環境、また生活体験という水や養分がしっかりと与えられているかどうか、その後の成長を大きく左右します。そのような中で育った木は、徐々に自尊感情や人と関わる力、自己表現力を蓄え、人権に関する知識や技能（スキル）、態度という実をつけ、自他を大切にし、人権の確立をめざして行動する大きな木となるのです。

人権教育を通して育てたい資質・能力を育む
保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等とのつながり イメージ



2 保育者の役割

乳幼児期における教育・保育は、子どもの現在と未来をつなげる教育活動であり、保育者が担う役割は極めて重要です。

人権教育の推進にあたっては、保育所・幼稚園等全体で人権教育について共通理解を図るとともに、教育・保育を通して組織的に取り組んでいかななくてはなりません。

子どもにとっての人権は、一人一人の子どもが大切にされ、温かい信頼関係と、豊かな環境の中で育つ権利であると考えます。一人一人の子どもが、自分のよさを生かし、それぞれがもっている自分らしさを切り開き、自尊感情や主体性、生きる力の基礎を育むために、保育者のきめ細かい援助と環境の構成が大切です。

(1) 保育者の人権意識の向上

人権教育を進めるにあたっては、人権に関する深い理解と認識とともに、保育者自らが常に人権感覚を高めていく必要があります。保育者の人権感覚が、子どもの豊かな人権感覚の芽生えに大きく影響することを自覚しましょう。直接指導する保育者の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるといえます。したがって、保育者が、人権課題に対する保護者の認識や願い、差別の現実や地域の実態を把握しつつ、保護者が様々な機会を通して人権感覚を身に付ける機会を設けることや家庭へ働きかけていくことが効果的であるといえます。保育者自身が子どもたちを一人の人間として尊重した言動や行動ができているか、常に振り返り、“私の人権感覚や子どもへの言動・行動はこれでいいのか”と自問し続けることが大事です。

【コラム】「すごいでしょ！」を大切に

先日、ある年長組の男の子が、担任の先生と鉄棒で遊んでいる場面に行き会いました。その男の子は一生懸命、前回りの練習をしていたのです。担任の先生は、「できるよ！がんばれ！！」と励ましながら見守っていました。そのやりとりを見てとてもうれしい気持ちになりました。

それから1週間ほど経った日、私を見つけて、「園長先生、見よってよ！」と言いながら、鉄棒の前回りを見せてくれました。そして、目を輝かせて「すごいでしょ！」と言うのです。「前回りができるようになった僕は、すごいでしょ！」という感じです。保育者の皆さんは、このように子どもたちが「見よって！」と言う場面によく出会うことでしょう。そして、あふれんばかりの笑顔で「すごいでしょ！」と伝えてきます。この子どもの心に保育者はどのように向き合っているのでしょうか。

多忙の中、毎日のように子どもから言われ続けていると、ときには軽く返すだけで終わってしまうかもしれません。でも、子どものこの「見よってよ！」「すごいでしょ！」を心から受け止め、尊重し、認める関わりを大切にしていけば、きっと子どもの自己肯定感や自尊感情は育まれていくことでしょう。

子どもを一人の人間として尊重し、接する保育者の姿勢や人権感覚が、子どもたちの人権感覚の芽生えに大きく影響することを意識して、日々、子どもたちと向き合っていきたいですね。

【「日本教育新聞 子どもの姿から見る保育」をもとに作成】

(2) 子ども・保護者への関わり

子どもは人との関わりの中で、自己を表現する力や、他者を理解する力、コミュニケーション力等を身に付けていきます。それは同時に、人への愛情や信頼感、自主と協調の姿勢や態度を身に付けていることにつながります。このような姿勢や態度が、生涯にわたる人との関わり方や生活の基礎となります。

そのため、子どもと日々関わり、生活を支えている保育者には、様々な人権課題に対する深い理解と認識をもつことや、子どもの人権を守りながら保育を行うことが求められます。それぞれの役割を理解し、次のような視点を大切に実践していきましょう。

保育者の関わりのポイント

一人一人のありのままを受け止める

子ども一人一人の家庭環境や生活経験は異なっているため、一人一人の物事への関わり方や表現の仕方、また、周りの人や事柄(場)などの環境の受け止め方にも違いがでてきます。例えば、自分の思うようにならないと、すぐに叩いたり怒ったりする子どももいれば、黙って我慢してしまう子どももいます。そのような子どもに対して、周りの子どもが、否定的に見たり、きめつけた見方をしたりすることがありますが、そのような姿の背景には、それまでの大人の態度や価値観が大きく反映されています。

きめつけたり、きめつけられる関係では、友だちと心を合わせたり、友だちの思いに心を寄せたりする喜びは、生まれてきません。また、このような関係では、子どもが人権感覚を身に付けることや自尊感情を育むことも難しいでしょう。

保育者は様々な環境に置かれている子ども一人一人の立場に立ち、子ども同士が豊かな人間関係を築いていくことができるよう、話を聞いたり、思いを受け止めたり、励ましたりしながら支援していくことが大切です。

愛着関係を大切にする

子どもは、いつも身近にいる保育者が優しく慰めてくれたり励ましてくれたりするなどの受容的・応答的な関わりの中で、不安定な感情を立て直すことができると同時に、この人は絶対に信頼できる、確実に守ってもらえる、大切にしてもらえるなどという感覚を、心の根っこの部分にしっかりと築いていきます。このような経験を積み重ねることで、保育者との愛着関係を深めていきます。

そして、子どもは保育者を「安心の基地」として、それを拠点に活動の範囲を広げ、色々なことにチャレンジしながら遊びを心から楽しめます。遊びと学びは表裏一体であるため、この「安心の基地」がしっかりしていれば子どもは自然と主体的に学ぶことができるし、また自分一人でも何かができるという自信や自尊感情も身に付けることができるようになります。

また、遊び疲れしたり、痛い思いをしたり、思い通りにならなかったりしてネガティブな感情が生まれた時には、「安心の基地」に行って、保育者にしっかりとくつき安心感を取り戻すことで、再び外の世界に出て行こうとします。子どもたちの日常は、こうしたことの繰り返しであり、保育者はこの日常の中で「安心の基地」として、温かく親しみのもてる存在でいることが大切です。

子どもの姿に肯定的なまなざしを向ける

子どもが自分らしさを発揮できるようにするためには、まず、保育者が一人一人の子どもの思いを丁寧に受け止め、その思いの背景や過程を理解するよう努めることが大切です。子どもの行動や思いには、何らかの意味があるということが分かると、肯定的なまなざしで子どもを見ることができるようになります。

自分に対する肯定的なイメージが育っている子どもは、多くのことに積極的にに関わり、達成感や充実感を抱き、そのことがさらなる意欲となり、自信も高まっていくと考えられます。



相互の違いを認め合える仲間関係をつくる

子ども同士がつながっていくためには、お互いの違いを認め合えるような仲間関係をつくるのが重要です。そのためには、自分と他者は違う人間であり、受け止め方も表現の仕方も違っているということを知ることが必要であることから、子どもたちが遊びや生活の中で、多様な関わりがもてるよう、意図的・計画的に環境を構成することが大切です。

保育者は、子どもが自分の思いを言葉や態度で表現する姿を肯定的に受け止めるとともに、相手の思いを言葉にしたり、それぞれの思いに共感的に関わったりすることが大切です。自分の思いを知ってもらい、受け止めてもらい、安心することで、子どもは相手の気持ちにも思いを馳せるようになっていきます。

相互の違いを認識するには、心の成長も時間も必要であり、そのスピードには個人差があります。急ぐことなく、その時の思いを伝え合ったり、感じ取ったりする経験や時間を十分に保障していきましょう。

人として大切にされる文化を構築する

保育者は、人として大切にされる文化を構築し、子どもに伝える努力をしなければなりません。

人権尊重の文化を構築していくためには、子どもを取りまく人間関係や絵本、音楽、遊びなどの教材や環境を通して、人権の視点に立った文化が構築される生活を創り出すことが大切です。保育所・幼稚園等の生活は常に人権と関わっていることから、偏見や思いこみといった刷りこみがされていないか等の視点で見直していくことも必要です。

子どもたちの生活の場を、人権尊重の文化に包まれた状況にしていくよう努め、その人権尊重の文化を保育所・幼稚園等の文化として継承していくことが大切です。

子育てを支援する

少子化・核家族化・情報化など、社会状況が変化する中で、保護者は子どもとどのように関わればよいのか悩んだり、孤立感を募らせたりする等、子育てをめぐって不安を感じる状況にあります。

子どもは身近な大人の影響を受ける存在であり、特に乳幼児期は保護者の影響を強く受けます。保護者が安定した気持ちで子育てをすることは、乳幼児期の子どもの健やかな成長にとってとても重要です。そこで、保育の専門性を有する保育者が専門性を発揮しながら、子育て支援の役割を果たすことに大きな期待が寄せられています。

保育者は保護者の気持ちをしっかり受け止め、保護者が求めている支援を的確に把握し、子育てに関する相談や助言、行動のモデル等の支援をしていくことは、安定した親子関係の構築や養育力の向上につながります。



子どもへの関わり方について考えてみましょう

事例1 うまく遊べないSさん（2歳児）

保育室で友だちとごっこ遊びなどをして、楽しく遊んでいるSさん。

しばらくすると、テーブルにある食べ物を落としたり、友だちが使っているものを取りあげたり、友だちを叩いたりするなどの行為が見られだしました。注意されると、保育者を叩いたり、蹴ったりなどの行動が見られます。そのような行為が続き、そのうち、保育室から出て行って、他のクラスで遊ぶ、保育室に帰って来ないなどといった行動が見られるようになってきました。

【事例から考えたいこと】

- このような行動をとるSさんの思いを考えてみましょう。
また、Sさんに対してどのような関わりが必要か考えてみましょう。
- 子どもの気持ちに寄り添い、一人一人を大切に教育・保育をするために、何が 필요한のか考えてみましょう。



保護者への支援について考えてみましょう

事例2 子どもの育ちに不安を感じるお母さん

Mくん（3歳児）は、おとなしく目立つタイプではありません。体を動かす遊びや外遊びは好きではなく、保育室で一人で絵を描いたり、ものを作ったりすることが好きです。

お母さんは、お迎えに来た時、「男の子なのでもっと外で元気よく遊んで、お友だちとも活発に遊んでほしい。」という思いを、担任に話してくれました。

どうしたらよいか悩んでいるようです。

【事例から考えたいこと】

- この母親のように、子どもの育ちに不安を感じていたり、子育てに自信がなかったりする保護者に、どう返答するのか。
また、今後どのような関わりができるのか考えてみましょう。
- 必ずしも、男の子だから外で元気に遊ばなければならないということではありません。性にかかわらず子どもの好きな遊び方を尊重する姿勢が大切です。男の子だから、女の子だからといった固定的なイメージを与えることがないよう気を付けましょう。



（３）虐待の早期発見と対応

近年、家族形態の変化や家庭の教育力の低下等を背景に、児童虐待が増加しています。

児童虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには尊い生命さえ奪ってしまう重大な人権侵害です。

保育所・幼稚園等での教育・保育の中で、虐待を早期に発見し、対応することが求められています。

保育所・幼稚園等での見守りチェックポイント

登園

（子どもの様子）

- ☐ 機嫌はどうか、表情はどうか
- ☐ 傷やあざ、火傷があるか
- ☐ 服装はどうか
- ☐ 保護者と別れる時の態度はどうか
- ☐ 持ち物はそろっているか
- ☐ 食事をとってきたか

例えば・・・

- ・ 体にあざがある。子どもに聞くと「ぶつけた」と言う。
- ・ 季節に合わない服を着ている。
- ・ 保護者がいる間、保護者と目を合わせない。
- ・ 極端にいい子になる。
- ・ 保護者の表情を窺う様子がある。
- ・ おどおどしている。

（保護者の様子）

- ☐ 表情はどうか、子どもへの接し方はどうか
- ☐ きょうだい間で対応の違いはないか
- ☐ 会話の内容はどうか
- ☐ 服装・身なりはどうか
- ☐ 遅刻しがちである
- ☐ 休む時、連絡があるか、理由はどうか

例えば・・・

- ・ 傷やあざについて言わない、またはつじつまの合わない理由を言う。
- ・ 会話を避けるように帰る。

午前の生活

（子どもの様子）

- ☐ 食事をとってきたか
- ☐ 極端な感情表現が見られるか
- ☐ 遊び方に攻撃的な様子があるか
- ☐ 衝動的な行動があるか

例えば・・・

- ・ おなかをすかしている様子で元気がない。ボーっとしている。
- ・ 寝不足な様子でいつもあくびをしている。
- ・ 年齢にそぐわない言動がある。
（性的な発言や遊び、乱暴な言葉づかいなど）
- ・ すぐにカッとして、友だちとトラブルを起こす。
- ・ イライラした様子で、物を投げ散らかしたり、乱暴に扱ったりする。
- ・ 落ち着きがなく、集団に入れない。
- ・ 感情の表出ができにくくなり、無表情になることがある。
- ・ 職員に引っ付いて離れない。
- ・ 大人が上から手を伸ばすと怯えた動作がある。

昼食

(子どもの様子)

- ☐ 食事の食べ方かどうか
- ☐ 食欲がなく元気がない
- ☐ 弁当やお茶の用意が不十分
- ☐ 虫歯の治療ができていない

例えば・・・

- ・ 一気に食べる。
- ・ 何度もおかわりをする。
- ・ 食べたことのない食材が多い。

身体測定・健康診断

(子どもの様子)

- ☐ 身体に不自然なケガや火傷の有無
- ☐ 身長が伸びていない
- ☐ 体重が減っている
- ※欠席気味の子どもは随時、測定する。

着替え／午睡時

(子どもの様子)

- ☐ 見えないところに傷やあざ、火傷の有無
- ☐ 下着や服が汚れている
- ☐ おむつはきれいか
- ☐ 体がいつも汚れている
- ☐ 季節に合った服装か
- ☐ 入眠の時の様子
- ☐ 布団、シーツは衛生的か

例えば・・・

- ・ 背中に傷やあざがある。
- ・ お風呂に入っている様子がない。
- ・ おむつかぶれがひどい。
- ・ なかなか寝付けない。
- ・ 安心して眠れない。
- ・ しくしく泣いている。
- ・ 暗くなるのを怖がる。
- ・ いつもと違う様子がある。
- ・ いつもないのに、おねしょがある。

午後の生活

(保護者の様子)

- ☐ 連絡帳の内容はどうか
- ☐ 提出物や集金の提出がない

例えば・・・

- ・ 連絡帳に何も書かれていない。
- ・ 「言うことを聞かなくてイライラする」「叩いた」など子どもに対して否定的なことや虐待を疑われることが書かれている。

降園

(子どもの様子)

- ☐ 保護者が迎えに来た時の態度はどうか

例えば・・・

- ・ 保護者のそばに行きたがらない。
- ・ なかなか帰りがたがらない。
- ・ 迎える保護者によって、子どもの態度が違う。
- ・ 極端にいい子になる。
- ・ 保育者にすがりつく。

(保護者の様子)

- ☐ 子どもへの接し方はどうか
- ☐ 子どもの方を見ているか
- ☐ 会話の内容はどうか
- ☐ 子どもの話を聞いているか
- ☐ きょうだい間で対応の違いはないか
- ☐ 登園時と比べて様子に変化はないか
- ☐ 保育者や他の保護者と会話があるか
- ☐ 降園時間を守らない

例えば・・・

- ・ 「いいかげんにしなさい」など子どもに対して、強い口調で、一方的な言葉掛けが多い。

※必要に応じて、コピーして、□に☑する等して活用してください。

※「保育所・幼稚園等での見守りチェックポイント」は、高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 気になることがあれば、所長・園長と相談し、市町村児童家庭相談窓口等に連絡してください。
- ・ 緊急性のある場合は、速やかに児童相談所へ通告・相談してください。

子どもへの対応

●安全確認のために

- ・ 子どもが安心できるようにそばに付き添い話を聴く。
- ・ 子どもが話せる雰囲気をつくり、傷やあざ等の受傷理由を聴く。（つじつまが合わなかったり、言いたがらない様子はないか確認する。）
- ・ 着替え時や午睡中に傷やあざがないか身体チェックを行う。
※虐待が疑われる場合には写真などで記録をとる。

●子どもの状態把握のために

- ・ 普段の様子と比べて、気になる行動や感情表現がないか観察し、あればその理由を考え、記録する。
- ・ 普段と違う様子が長期に続く場合、心理的虐待やネグレクトの状態に置かれていないか複数の職員で観察し協議・検討する。
- ・ 日常会話の中、家庭での生活状況をさりげなく聴く。

保護者への対応

●安全確認のために

- ・ 連絡なく登園しない場合には、電話連絡や家庭訪問等をし、事情を確認する。
- ・ 傷やあざ等について、お迎えの時に直接、確認する。
- ・ 気になる発言もまずは聴く。聴いた内容を記録し、所長・園長に報告・相談し、具体的な対応について複数の職員で協議・検討する。

●育児支援のために

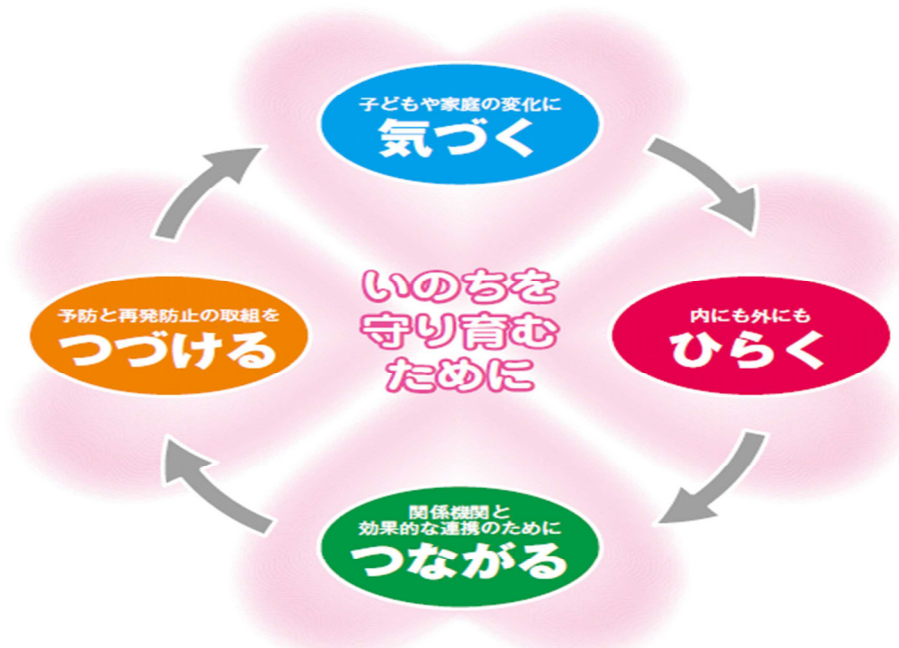
- ・ 忙しさ、大変さをねぎらう言葉を掛けながら（共感しながら）、保護者のできそうなことを具体的にアドバイスする。
- ・ 言葉の裏にある保護者の思いを受容しつつ、その日の子どもの様子を細かく伝え、子どもの成長を喜ぶ気持ちを保護者と共有する。
- ・ 食事、睡眠など生活習慣に関することをさりげなく聴く。
- ・ 保育所・幼稚園等での子どもの様子を具体的に伝えながら、家庭環境の変化の有無などを聴く。

虐待から子どもを守るために

虐待を未然に防止したり、再発を防止したりするためには、子ども自身に次の3つの力を育むことが重要です。

- ①自分のことを大切な存在だと認識する力
- ②今、自分が置かれている状況について正しく理解する力
- ③周囲の人に相談したり、いやだと感じたことを伝えたりする力

虐待から子どもを守るための4つのキーワード



「いのちを守り育むために」より

【気づく】 日頃から子どもや家庭の『何かおかしいな』という変化や、子どもの声なきSOS、心のサインに気付き、迅速かつ的確に対応することが早期解決の鍵になります。そのためのポイントとしてチェックリストの活用も有効です。

【ひらく】 一人で悩まずすぐに管理職に連絡し、チームで支援することが大切になります。特に、初期段階でどう対応するかで、その後の展開は大きく左右します。

【つながる】 保育所・幼稚園等だけでは対応が十分でない場合は、各種関係機関との連携は必須なので、速やかな通告ののち、しっかりとつながっていきましょう。その際、関係機関と連絡を取る人、窓口を一本化しておくことも必要です。

【つづける】 支え合える職場環境のもと、子ども、保護者への支援を続けていく必要があります。

どんな支援や対応が必要か考えてみましょう

事例 3

あるひとり親家庭の5歳のJさん

【Jさんの様子】

- 保育所をお休みすることが多い。たまに登園するがいつも一番遅い。
Jさんは、おやつを一気に食べることが多く、「もっとほしい。」と言ってくる。
- 衣類が汚れていることが度々ある。特に、夏場は身体から異臭がすることもある。
- お休みが続き、母親の携帯電話に連絡してもでない。折り返しの連絡もないため、家庭訪問をすると、Jさんは元気な様子だったが、室内は乱雑な状態で床に衣類等が、積み重なっていた。
- 降園時、母親が迎えに来ても、帰りがらない。母親はJさんに対して、「はやくしろ！」と強い口調で促し、頭を叩くこともある。

【事例から考えたいこと】

- あなたが、このような場合、Jさん・母親にどのような支援や対応が必要か、考えてみましょう。

【Jさんに対して】

【母親に対して】

3 家庭・地域の役割や連携

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つ基本的な生活の場です。子どもが心身ともに健やかに成長するために保護者は、親としての自覚をもち、子どもが安心して生活できる家庭を築くことが必要です。また、社会のルールや規範意識、価値観を教えるのも家庭の役割です。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が家庭生活の責任を分かち合い、お互いに助け合うなど家庭機能の充実に努めることが求められます。

①胎児期に大切にしたいこと

近年、胎児をめぐる研究が進み、母親のおなかの中にいる時から、笑ったり、手足を突っ張ったり、音やリズムを聞き分けたりすることができる等、胎児はたくさんの能力をもっているということが分かってきました。また、胎児が母親の悲しみを感じとり、不安な状態になると運動が鈍くなり、うれしい時は活発になることから、妊娠中に母親が安心してゆったりと過ごすことは、胎児にとっても大切なことだといわれています。【表1参照】



もちろん、母親の心が安定する環境は、母親一人で作ることはできません。父親は実働的な援助をし、心の支えとなるよう精神的なサポートをすることが大切です。また、父親の情報を収集したり、一緒に子育てについて考えたりする姿から、母親も安心し、子どものことについて相談しやすくなります。

このように、父親をはじめとする最も身近な家族や、地域・職場の人々の協力も大変重要となります。母親が身体的・精神的な疲労に追い込まれないように社会全体で支えることで、胎児期からの子育てに最も大切である『命を大切にし、豊かな心を育むための環境』がつけられるのです。

しかし、【表2】のように、結婚した夫婦で、子どものころから赤ちゃんに触れ合う機会があったと回答したのは約半数であることから、小さな子どもと関わったり、子育てをしている様子を身近で見たりしたことがない等の経験不足から、育児に不安を感じているのではないかと考えられます。

【表2 赤ちゃんとの触れ合い経験】

	経験があった人の割合(%)
妊娠期妻	57.2%
妊娠期夫	42.3%
育児期妻	51.1%
育児期夫	45.1%

【表1 妊婦の精神状態と胎動との関係（故夏山英一博士のデータ）】

妊婦の精神状態		胎 動		
		運動時間	運動速度	運動の質、種類
抑鬱の状態		やや短い	平常	平常以下
悲しみの状態		やや短い	少し遅い	平常以下
不安の状態		最多	速い	変化、退行
興奮時	驚きの状態	やや長い	少し速い	平常以上
	喜びの状態	やや長い	少し速い	平常以上

少子化社会の中で、自分の子どもをもつ前に、赤ちゃんに身近に接したり、世話をしたりする機会は少なく、約半数は赤ちゃんに触れ合う機会がないまま、親になっていることが分かります。

第2回妊娠出産子育て基本調査
(ベネッセ次世代育成研究所 2011年)

②乳幼児期に大切にしたいこと

(ア) 基本的信頼関係（愛着関係）を築こう。

親から愛され、受けいれられ、認められて育った子どもは、周りの人を愛することを知り、人を信じる心や優しさが育ち、自然にひとりだちへの道を歩むようになるといわれています。親子で目と目を合わせながら、抱っこやおんぶ等のスキンシップを十分に行うなどして、親子の信頼関係（愛着関係）を築き、家庭が「心の居場所」となるようにしましょう。

そのためには、「子どもの発育は一人一人異なる」「子どもがかんしゃくを起こしたり反抗したりするのは、“自我”の順調な育ちであり、子どもの発育過程において重要である」ということを理解することで、不安やいらだちが和らぎ、心にゆとりをもって子育てができるのではないかと考えられます。

【愛される喜びを体感できるように】

- ・「大好きだよ」の一言を言葉で伝えてみましょう
- ・ギュッと抱きしめましょう
- ・笑顔を見せ、優しい声で話しましょう
- ・大事だと思うことは分かるように伝えましょう

- ・ちょっと手を止めて、目を見て話を聴いてみましょう
- ・困った時にそっと手を差し伸べてみましょう
- ・自分でやってみようとする時は、危険がない限り、なるべく助けずに見守りましょう

★愛されているなあ…

★見てくれているなあ…

★分かってもらえているなあ…

- ・結果ではなく、トライしたことを認めましょう
- ・したこと（行動）を、具体的に言葉にしてほめましょう
- ・「〇〇のこういうところがいいね。」を伝えましょう

「すくすくリズムで元気モリモリ！」より（高知県幼保支援課）

(イ) 遊びは、人との関わりやコミュニケーション能力を育てます。

子どもにとって生活の中心である遊びは、自発的で自由な活動といえます。子どもは、好奇心や探求心が強く、遊びを通して心身ともに成長していきます。様々な体験や周囲にいる人との直接的な関わりの中で成長発達していくものですが、スマートフォンやインターネット等の使用、長時間の動画視聴は、豊かな体験や人と接する時間・機会を少なくさせてしまっているという問題が生じています。コミュニケーション能力とは、表情や声のトーンなどをフルに活用し、自分の言葉で相手に

伝え、また相手の気持ちを読み取る能力です。相手の表情や反応が分かりづらいスマートフォンやインターネット等のやりとりでは、コミュニケーション能力が育ちにくくなる可能性があります。また、言葉の発達には、会話を通じてたくさんの言葉を聞くことが大切です。しかし、スマートフォン等を見ている時間が増えると、どうしても人と接する時間が短くなってしまいます。直接言葉を耳にしたり、自分の言葉で伝えたりする機会が減ってしまうことで、言葉の発達への影響も心配されます。そのため、親の望む「遊び」をさせたり、テレビやビデオなどのメディアばかりに頼ったりするのではなく、子どもの「遊び」の重要性を理解し、主体的な「遊び」に寄り添いながら、親子で一緒に楽しんで遊べるのが、子どもの「健やかな発達」にとって大切です。

なかでも、楽しく体を動かす遊びは、子どもの生涯にわたって運動・スポーツを楽しむための基礎的な体力や運動能力を発達させるだけでなく、コミュニケーション能力、やる気や集中力、社会性や認知的能力等を育む機会となります。

子育てで重要なことは、子どもに生きる喜び、遊ぶ喜び、学ぶ喜びを与えることであり、親も生きる喜びを感じるような生活をするということです。子どもの日々の育ちを喜び、その子らしさを認めて、心にゆとりをもった子育てにつながるよう、保護者へ伝えていきましょう。

(ウ) 子どもの育ちの基本的な過程を理解しましょう。

保護者にとって子育てのヒントになるよう、次ページの「子どもの育ちと大人の関わり」を参考に子どもの育ちの基本的な過程とその際の大人の関わりを理解することが重要であることを伝えていきましょう。



子どもの育ちと大人の関わり

年齢	子どもの育ち
0歳児 	愛着を形成するころ（※愛着とは身近な大人との強い信頼関係） ・身近な大人との強い信頼関係に基づいて、情緒が安定する。 ・笑う、泣くという表情の変化や体の動き等で、自分の欲求を表現する。 ・目で見たものに対して手を伸ばし、なめたり振ったりして遊ぶ。 ・0歳児後半には、話し手の意図や感情も分かりはじめ、大人からの語りかけを模倣する。 （ものの受け渡し「ちょうだい」「どうぞ」、指さしなど）
1歳児 	探索活動のころ ・身の回りのものに興味を示して、様々に触って遊ぶ。 ・周囲に対する好奇心や関心をもつ。 ・自分の思いを親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。 ・1歳半ごろまでに歩行が安定し、移動にも自由さが増す。
2歳児 	運動能力と言葉が伸びるころ ・自分にもできるという気持ちが芽生える。 ・かんしゃくを起こしたり、反抗したりする。（自我の順調な育ち） ・言葉の数が増える。 ・走る、跳ぶ、よじのぼる等、全身運動の発達により、遊びの幅が広がる。
3歳児 	依存から自立に向かうころ ・身近自立が進み、身の回りの簡単なことができるようになる。 ・友だちと遊ぶことが楽しくなる。 ・「なぜ」「どうして」などの質問が活発になる。 ・自分がしてほしいこと、困ったことを言葉で訴える。（自己主張の芽生え）
4歳児 	自我が形成されるころ ・自分のしたいことをはっきり言う。（自己主張） ・自分の気持ちを抑えたり、我慢したりできるようになる。（自己抑制） ・思いやりやいたわりの気持ちをもつ。 ・自分のイメージの世界に入り込んだり共有したりして遊ぶことを好む。 （役割交代を楽しむごっこ遊びなど）
5歳児 	社会性が形成されるころ ・集団の中で自己主張したり、相手の立場を考えたりしながら行動する。 ・してよいことや悪いことがあることが分かり、自分なりに考えて行動する。 ・創意工夫を重ねて遊びを発展させる。 ・任された仕事を、責任をもって果たそうとする。 ・友だちと一緒に目標をもち、ルールのある集団遊びを楽しむ。

○子どもの育ちには個人差がありますので、目安として参考にしましょう

○子どもの育ちは各年齢での積み上げが大切です

大人の関わり

とことん愛しましょう

- ・愛情豊かな大人との関わりが人格形成の基盤となりますので、子どもの欲求を十分に満たして信頼関係を築きましょう。
- ・ゆったりと心地よく、人やものと触れ合うことを大切にしましょう。
- ・子どもの発達には個人差があることを理解しましょう。
- ・生活リズムを確立させましょう。

気長に見守りましょう

- ・自分で何かをしようとしている時には、大人を困らせることがあっても温かく見守り、厳しく叱らないで他に興味を向けましょう。
- ・甘えたい気持ち（大人への依存要求）を十分に満たしてやりながら、自発性の芽生えを大切に育てましょう。

子どもの意欲を大切にしましょう

- ・自分でしようとする気持ちを大切にし、できた時は温かいまなざしや言葉掛けによって、自分にもできるという気持ち（有能感）を育てましょう。
- ・根気よく他の子どもとの関わり方を教えましょう。
- ・反抗は自我の発達であることを理解し、子どもの思いや行為を温かく支えましょう。

ひとりだちを応援しましょう

- ・自分でできることが増えても、大人が見守りながら、励ましていきましょう。
- ・自我が発達してきますが、まだ自分の気持ちをうまく表現したり、行動に表したりできない時もあるので、子どもの気持ちを優しく共感的に受け止めましょう。
- ・子どもの興味や自発性を大切にし、根気強く接しましょう。

友だちとのけんかも「学び」です

- ・友だちと一緒に行動することを喜ぶ一方で、友だちとの関係で悩む時期でもありますので、子どもの気持ちを共感的に受け止め、葛藤を乗り越えられるように支えましょう。
- ・友だちとのけんかを経験しながら、ときには自分の主張を抑制すると、楽しく遊べることに気付くことができるような関わりを心掛けましょう。
- ・共感したり励ましたりすることによって、相手を気遣う気持ちを育てましょう。

いろいろな人と関われる機会をもちましょう

- ・いろいろな人との関わりの中でけんか等が起きても、自分たちで解決しようとする姿を見守りましょう。
- ・自分なりに考えて、納得のいく理由で、ものごとの判断をしているかを見守り、必要に応じて、人との関わりを支えましょう。
- ・子どもの気持ちを温かく受け止め、十分に自己を発揮して活動できるようにしましょう。

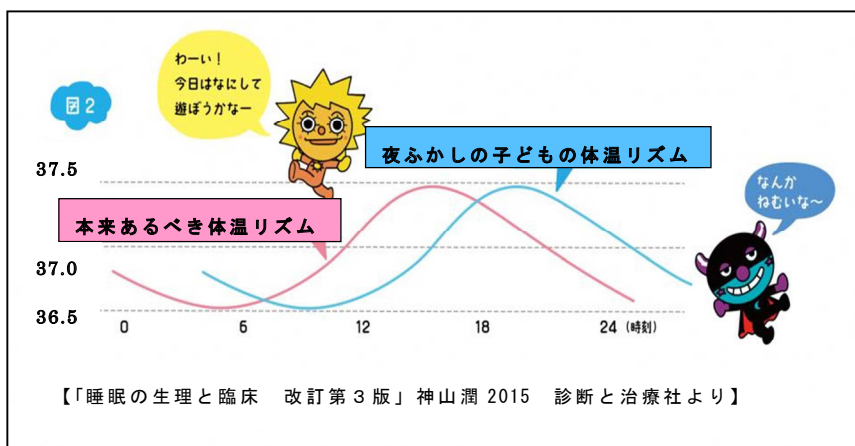
将来の夢・希望・豊かな人間性への土台づくり

③基本的生活習慣の確立

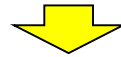
「早寝早起き朝ごはん」は子どもの生活の基本です。

早寝早起きが続いている子どもは、朝、目覚める時間帯に体温が上昇し、登園する時には体がしっかりと起きた状態になります。朝ごはんは、体や脳のエネルギー源です。朝ごはんを食べることによって、体や脳が活発に働き始め、集中力ややる気が増し、午前中から元気に過ごすことができます。また、運動も重要です。友だちと一緒に元気に遊んだり運動したりするとお腹がすいて、食が進み、昼間の心地よい疲れで早く寝ることもできます。

遅寝遅起きの子どもの体温リズム



睡眠のリズムが崩れると・・・



- ・摂食リズムが崩れる（朝食の欠食）
- ・午前中の活動力低下
（運動不足、体力低下）
- ・自律神経機能の低下
（昼夜の体温リズムの乱れ）
- ・ホルモン分泌リズムの乱れ
- ・体調不良と精神不安定に陥りやすくなる



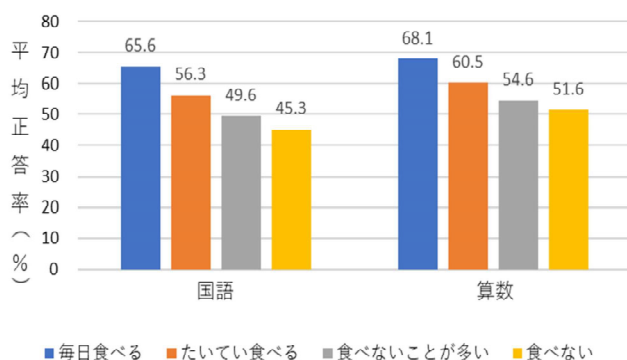
【資料：早稲田大学 前橋 明「生活リズムを見直そう」より】

朝ごはんは体やエネルギー源

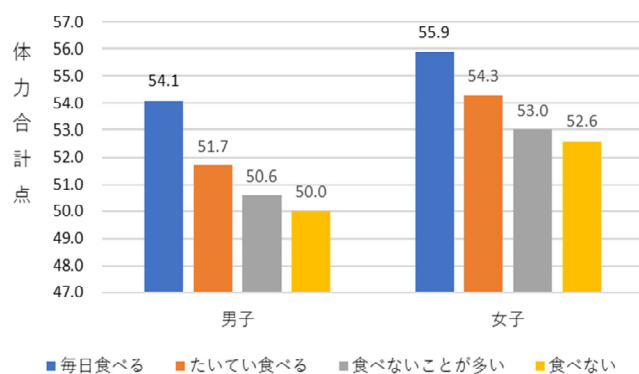
私たちの体は、寝ている間もエネルギーを使っていて、朝にはエネルギーや必要な栄養素が少なくなっています。そのため、朝ごはんではブドウ糖をはじめとする様々な栄養素を補給する必要があります。

また、下のグラフから、朝ごはんを毎日食べている子どもほど学習状況調査の平均正答率が高く、体力・運動能力も優れている傾向にあることが分かります。朝ごはんを食べると、午前中からしっかり活動できる状態になり、勉強も運動もがんばれるのです。 【早寝早起き朝ごはんポケットガイド（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）より】

朝食と正答率（国・算）との関係
全国小学6年生



朝食と体力合計点との関係
全国小学6年生



【平成31年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）より】

【令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）より】

規則正しい生活リズムを心掛け、子どもの時間を守るのも保護者の大切な役割です。保護者の生活リズムが子どもの生活リズムに影響を与えますので、テレビを消して話をしたり、一緒に本を読んだり学習したり、家族のコミュニケーションの時間を増やしましょう。

子どものテレビ・ゲーム・パソコン・スマートフォン等の長時間の使用は、子どもの心や体の成長に影響を与えます。家族でノーテレビデー・ノーゲームデーなどの日を決めて使用を控え、楽しい運動遊びなども体験させましょう。

★親子で一緒に体を動かしながら、多様な動きが経験できるよう啓発しましょう！

- ・体のバランスをとる動き→立つ・座る・回る・ぶら下がるなどの動き
- ・体を移動する動き→歩く・走る・跳ぶ・登る・這うなどの動き
- ・用具などを操作する動き→投げる・捕る・転がす・蹴る・押すなどの動き

【親子運動遊びのススメ（高知県教育委員会）より】



(2) 家庭との連携



核家族化や少子化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加を背景に、家庭の状況也多様になっています。保育所・幼稚園等における子どもの様々な姿を分析していくと、その背景には、家庭生活における生活の困窮や子どもと触れ合う経験が乏しいまま親になった保護者の子育ての在り方、身近な人々から子育ての協力や助言を得られにくい保護者の状況等があり、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

保育所・幼稚園等は、保護者の置かれている状況や実態を把握し、その保護者の思いを受け止め、必要な支援策を講じることや、子どもへの愛情や成長をとともに喜ぶ気持ちを伝えること等を通して、保護者とともに子どもを育てていく姿勢が必要です。そのため、子どもの送迎時の対応、家庭訪問、連絡帳、保育参観や一日保育者体験等の行事などの機会を捉え、保護者の生活や価値観、地域との関わりや実態などを把握したうえで、取組をすすめる必要があります。

例えば、保護者の一日保育者体験では、保護者が子どもと遊んだり、園生活をともに過ごしたりする経験をすることで、家庭では見えなかった我が子の成長や他の子どもを知る機会となります。また、保育者と子どもの関わり方を実際に目にすることで、家庭における子どもとの関わり方について振り返る機会にもなり、この体験を通して保育者と保護者の子育てについての相談や情報交流が図られます。

様々な機会を捉えて支援することで、家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、保護者のニーズを知り、人権や子育てに関する学習機会や情報の提供、子育て相談の充実等を行っていくことが求められます。

【家庭との連携を深める具体的な取組例】

① 保護者とともに人権意識を高めるための学習の機会や情報の提供をする

- ・家庭訪問や園・クラス便り、保護者会等を通じて、園として育てたい子どもの姿や大事にしていることなどを保護者に理解できるよう説明し、人権に関わる情報の提供や共有を図る。
- ・保護者が参加しやすくなるよう親子での遊びや子育て相談会等、活動内容を工夫したり日程に幅をもたせたりするなど、保護者の状況に応じた機会を設定する。また、参加できない保護者に対しての情報提供の機会をつくる。
- ・保護者の状況や心情に寄り添いながら子育てに関する相談活動を行い、子育て力の向上を図る。

② 子どもの人権が尊重される子育ての支援を行う

- ・保護者と保育者が連携し、子どもの発達を他の子どもと比較するのではなく、子どもをかけがえのない存在と認め、その子どもの成長をとともに喜び合うことができるようにする。
- ・子どもが「自分でできた」という達成感や自信を付けるよう支援する。
- ・親育ち支援担当者を配置し、日頃から保護者と積極的に関わる機会をもつとともに、親育ち支援年間研修計画・家庭支援の計画と記録等に基づいた支援を行う。

③ 人権に配慮した物的環境を保護者とともにつくる

- ・子どもの障害や特性に配慮した環境の整備などを行う。
- ・靴箱やロッカー等の名前シールなどでは、男の子は青色系、女の子は赤色系といった性差による色の区別をしないよう配慮する。

(3) 地域の役割

①地域全体での子育て支援

地域社会や家族の在り方が変化したことで、子育て中の保護者の不安やストレスは以前より強くなっています。保育者は在園児の保育だけでなく、家庭で育児をする地域の保護者とその子どもを対象とした園庭開放等を通して、子育て支援を行っています。

大切なことは、子育て支援の場に来る親子は何を求めているのか、一人一人の話を聴いて理解することです。また、子どもにとって大切なのは、自分を見守り、声を掛けてくれる、そのような信頼できる地域の大人の存在です。

また、幼稚園教育要領・保育所保育指針等にも示されているように、保育者が保護者と連携して子どもの育ちを支える視点をもって、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視しなければなりません。保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるためにも、保護者自身の主体性、自己決定を尊重することが基本になります。

そのうえで、状況に応じて、地域の関係機関等との連携を密にし、それらの専門性の特性と範囲を踏まえた対応を心掛けることが大切です。



保育所保育指針解説

第4章 子育て支援 (P. 327～)

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
 - (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
 - (2) 子育て支援に関して留意すべき事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
 - (1) 保護者との相互理解
 - (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
 - (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援
 - (1) 地域に開かれた子育て支援
 - (2) 地域の関係機関等との連携

幼稚園教育要領解説

第3章

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 (P. 268～)

2 子育ての支援

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

第4章

子育ての支援 (P. 347～)

②ネットワークをつくり、子育てを支援する

それぞれの地域には、学校、家庭、社会教育団体、地域において活動する企業、NPO等が存在し、社会教育の充実にも貢献しています。子育てに困った時に孤立せずに、身近に頼ったり相談したりできる子育て仲間をもつことで、安心して子育てができる環境へとつながると考えられます。子どもとその家族が人の優しさと温もりを感じられ、安心して子育てをするために、地域で身近に支える仕組みづくりや人と人とがつながることができる「子育て支援のネットワーク」づくりなど、地域における多様な支援が求められています。

保育所・幼稚園等が特に連携や協働を必要とする地域の関係機関や関係者としては、様々な施設等があげられます。

○市町村（保健センター等の母子保健部門、子育て支援部門等） ○要保護児童対策地域協議会
○児童相談所 ○福祉事務所（家庭児童相談所） ○児童発達支援センター
○児童発達支援事業所 ○民生委員 ○児童委員（主任児童委員）
○教育委員会 ○小学校 ○中学校 ○高等学校
○地域子育て支援拠点 ○地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
○市町村子ども家庭総合支援拠点 ○子育て世代包括支援センター

③家庭とは違う体験などを通して、社会性を身に付ける

子どもが家族や保育所・幼稚園等の友だち以外に、地域の同年齢・異年齢集団などのいろいろな友だちや大人と関わることは、子どもの人間関係の範囲を広げ、様々な価値観に出会うことになり、社会性を身に付けることができます。

例えば、自分と考えの違う相手と出会ったり、違いを受け入れたり、ときにはトラブルを経験しながら子ども同士で解決することもあるでしょう。また、年齢や立場の異なる人々と接することも子どもたちが多様な価値観や人との関わり方を学ぶ機会になります。こうした経験により、子どもたちにはグローバル化が進展する社会に必要な「多様な文化を受け入れて、周囲の人と協力しながら物事を解決する力」の基礎が育まれます。

具体的には、同年代の子どもが集まる地域の催しや、保護者の交友関係を生かした集まりに参加することも、子どもの社会性を育むよい機会です。保護者にとっても子育ての悩み・楽しみを共有できる人と出会い、アドバイスをし合ったり、自身の気分転換になったりするかもしれません。そのことは、自分の子どもや自分自身のためだけでなく、他の親子にとっても同じように豊かな出会いや関わりの経験となるでしょう。

（４）地域との連携

乳幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がっていきます。

子どもに、多様な体験を通じて豊かな感性や人権感覚を育むためには、地域との連携は欠かせません。特に、人々と親しみ、支え合って生活するためには、自立心を育て、人と関わる力を養うことが必要です。

そのためには、子どもの生活と深い関係をもつ地域の人々と触れ合い、共感し合う体験を通して、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びなどを実感できるようにすることが大切です。

したがって、その地域の関係者が、地域のニーズを踏まえ、課題の認識や目標を共有化し、どのような仕組みをつくり地域社会の教育力を向上させるかを考えることが重要です。子どもの健やかな成長の場を確保するためにも、地域の組織や団体との連携を促

進し、インターネット等の情報を活用することも一つの方法です。

地域全体で見守る活動は、保護者が一人で抱え込むことなく子どもを育てる安心感にもなり、子どもにとってもよい成育環境につながることでしょう。保育所・幼稚園等がその中心となり、親子をはじめとした様々な人間関係の基盤をつくることは、地域社会の活性化にもつながっていくといえます。

また、近年社会問題となっている虐待等から子どもたちを守っていくためには、保育所・幼稚園等が地域における子育て支援の中心になるとともに、要保護児童対策地域協議会や児童相談所・福祉事務所など関係機関と連携し、要保護児童の早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応が求められています。

【地域との連携を深める具体的な取組例】

- ① **家庭や地域社会との連携が連続性を保ちつつ展開されるようにするために、地域の自然、人材、行事、施設などを積極的に活用する**
 - ・保育所・幼稚園等の存在や役割、子どもや保育について知ってもらえるように園行事への参加の呼びかけや情報の発信をしていく。
 - ・家庭や地域との信頼関係を築き、読み聞かせや昔遊び等のボランティア人材マップ等を作成する。
 - ・地域における行事に積極的に参加し、幅広い世代の人々と交流したり、様々な文化や伝統に触れたりする。
- ② **障害のある子どもや外国人、高齢者等との出会いや触れ合いの機会を積極的に設ける**
 - ・外国籍の保護者や地域の方に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりする等、互いの文化を知り合うことができるような交流を図る。
 - ・地域にある高齢者施設を訪問し、高齢者とともに歌を歌ったり、ゲームをする等の交流を図る。
- ③ **保育所・幼稚園等は、地域の子育ての拠点としての機能が果たせるよう施設を開放したり、子育てに関する相談に応じ、助言したりする**
 - ・子育てに関わる情報を掲載した広報誌などを地域に配布する。
 - ・園の一室に相談コーナーをつくる。
 - ・子育て家庭の交流の場を提供し、交流を促進する。
- ④ **地域のあらゆる関係諸機関が連携して子育てネットワークをつくり、子どもの豊かな育ちを支援していく**
 - ・小・中学校、高等学校等との連携を図り、交流が継続できるように園児、児童、生徒それぞれがめあてをもって、触れ合い体験や読み聞かせ、保育体験等を計画し、実践する。
 - ・虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報共有や関係機関等との連携及び協力を図る。

第3章 やってみよう！ 人権研修

やってみよう！ 人権研修

日常の中で見られる一場面をとりあげて、「自分だったらどう対応するのか」等を園内研修等で考えてみましょう。このワークは一人でできるワークもありますし、保育所・幼稚園等の保育者同士、保護者同士でできるワークもあります。

子どもの置かれている状況や、気持ちにじっくり向き合うことで、新しい見方や考え方に会えることができるのではないのでしょうか。

なお、本項では、ワークをするうえでおさえておきたいポイントや具体的な対応例等もいくつかあげています。参考にしてください。

【本章で紹介しているワーク】

保育者ワーク

- ①自尊心や自己肯定感を育むために
- ②子どもの思いをどう受け止めますか
- ③想像力、共感力を育むために
- ④性の多様性を理解するために
- ⑤特別な支援が必要な子どもたちのために

いつ…午睡の時間
預かり保育の時間 等

誰と…個人で
在籍園の保育者と一緒に

時間…30分～1時間程度（目安）

保護者ワーク

- ①子どもの声を聴く
- ②どうしていますか？ 子どもの生活リズム
- ③わがままと自我
- ④子どものやる気

いつ…参観日・懇談会や園行事
降園前 等

誰と…担当クラスの保護者と
所長・園長先生と保護者で

時間…1時間程度（目安）

ワークを始める
その前に…



「やってよかった!」「またやりたい!」 園内研修のコツ

☞ 研修を始める前には、研修の目的や進め方をみんなでしっかり確認しておこう

限られた時間を有効に使うためには、参加者の共通理解が大事なポイントとなります。最初に研修の目的や進め方を丁寧に説明しておくこと、初めて参加する方も安心して取り組むことができるでしょう。

☞ どのようなアイデアを出してもOK! 発言をしなくてもOK!

アイデアを思いつくままに出し合えることで、気付きや学びに広がり生まれます。一つ一つのアイデアの可能性をみんなで一緒に探っていきましょう。

なかには、発言するのが苦手な参加者もいます。発言を強制するような雰囲気は、緊張感を生み、参加意欲が下がってしまうことも。発言は自由なものであって、強要するものではありません。研修の進行役は、発言を待つ姿勢や、自ら発言したくなる雰囲気づくりを心掛けましょう。

☞ 傾聴の姿勢を心がけて

誰かが発言した時に、一方的な感想を押しつけたり、安易に批判したりする雰囲気になると、やってよかったと思える話し合いにはなりません。全ての意見には、それぞれの思いがあります。聴き役は、お互いの考えや感じ方を肯定的に捉え尊重し、発言者の意見に丁寧に耳を傾けましょう。

気になる意見が出たときは「なぜそう思うの?」等と質問をし、発言者の思いを確認してみましょう。見方や考え方が広がるとともに、お互いの保育観や子育て観を共有するよい機会になると思います。

進行役は、一人の人が話し過ぎたり、一方的な話し合いになっていたりしていないか、等に気を付けておきましょう。

☞ 守秘義務をしっかり守ろう

話し合いの参加者同士だからこそ、安心して話せることもあります。ワークの中で知った参加者個人の情報や、子どもの個人情報等を他の人に話したり、家にもち帰って家族に話したりしないようにしましょう。

一人一人の思いが大切にされる雰囲気づくりは、
人権感覚を育む第一歩です



保育者ワーク① 自尊感情や自己肯定感を育むために

1歳児の保育室でのこと。

近頃、保育室内の座卓やままごと用のテーブルによじのぼる子どもたちが多くなっています。保育者は、子どもたちがけがをしないように、座卓やテーブルから降りるように声を掛けたり、保育者が降ろしたりして対応しています。

あなたならどうしますか？

【事例から考えたいこと】

- このクラスでは、なぜ座卓やテーブルによじのぼる子どもたちが増えたのでしょうか。
- 座卓やテーブルによじのぼる時、また、保育者によって下に降ろされた時の子どもたちの気持ちを想像してみましょう。
- 子どもの育ちを支えるためには、どのような対応が考えられますか。

おさえておきたい POINT

満1歳を超えると、一人歩きができる子どもが増え、探索活動と呼ばれる動きが活発になります。保育室内の様々な環境に自ら働きかけながら、少しずつ自分自身や周りの世界を認識していきます。

座卓やテーブルによじのぼることは危険で不適切な行動のように思われますが、少し高い段差に挑戦し、よじのぼるという動きそのものに夢中になっているのかもしれません。また、よじのぼることで目線が上がり、高い位置から周囲を見渡すことができるようになるので、目に見えるものの違いを楽しんでいるのかもしれません。

子どもの興味や関心、発達を丁寧に捉え、適切な環境を用意することで、身体的発達が促されるとともに達成感や充実感を味わうことができます。また、自分の思いを理解してくれる大人の存在を感じることで、自尊感情や自己肯定感、自分の思いを表現する力も育まれます。

マット等を敷いて安全面の保障をしたうえで、よじのぼることができる段差のある環境を用意する等し、保育者が探索活動を保障しようとする姿勢をもつことが大切です。

保育者ワーク② 子どもの思いをどう受け止めますか

プール遊びをするために、みんなで水着に着替えていた時のこと。カオルさんが保育者のところにやってきて、「違うところで着替えたい」と言いました。保育者が「どうして？」と聞くと、「みんなと一緒にだと恥ずかしいから」と答えました。

あなたならどうしますか？

【事例から考えたいこと】

- カオルさんは、なぜ恥ずかしいと感じたのでしょうか。
- カオルさんが恥ずかしいと感じることについて、あなたはどのように思いますか。
- カオルさんの育ちを支えるためには、どのような対応が必要でしょうか。

おさえておきたい POINT

いろいろな感情を体験する乳幼児期に、「恥ずかしい」という感情が芽生えることはひとつの大きな成長です。また、着替え等の場面では、性自認（自己の性をどのように認識しているか）の芽生えや、体の特徴への意識（ケガや手術の痕等も含む）によって、戸惑いを感じる子どもも出てきます。

保育者は、そのような感情を丁寧に読み取り、自尊心や自己肯定感につながるような感情体験となるよう、配慮のある対応をする必要があります。

まだ子どもだからといって、恥ずかしい気持ちを軽視したり、否定したりするのではなく、大切な成長の芽生えであると認識し、安心して生活ができる環境づくりを心掛けましょう。そのような保育者の姿を見ることで、子どもとの信頼関係も育まれます。

保育者ワーク③ 想像力、共感力を育むために

子どもが集まって鬼ごっこをしていた時のこと。さっきまで楽しそうに逃げていたアオイさんが、「もうやめる」と言って、その場から離れていきました。他の子どもたちは、鬼ごっこを続けています。保育者が「アオイさんはどうしたの？」と聞くと、「鬼がタッチしたら怒ってしまった」ということでした。

あなたならどうしますか？

【事例から考えたいこと】

- アオイさんは、なぜ怒ってしまったのでしょうか。
- アオイさんが怒ったことについて、あなたはどのように思いますか。
- アオイさんや周りの子どもの育ちを支えるためには、どのような対応が必要でしょうか。

おさえておきたい POINT💡

この場合、何歳児の事例なのかによって保育者の対応は変わってくるでしょう。ですが、まず大切なことは、怒らずにいらなかったアオイさんの気持ちや育ちを理解しようとすることです。そして、アオイさんだけでなく、アオイさんを取りまく周りの子どもの育ちも一緒に考えることが大切です。

トラブルによっては、すぐに保育者が仲立ちに入らなければならない場面もありますが、できる限り、子どもの様子を観察し、個々の動きや、仲間との関係等を捉えて、「個」と「集団」の両方の育ちを理解していきましょう。

また、想像力や他者への共感を育むためには、保育者の関わりがモデルになるということも忘れてはいけません。この場合は、保育者がアオイさんにどう関わるのか、保育者が他の子どもにどう関わるのかを子どもは見ています。

保育者自身が想像力と共感力を働かせて関わる姿を通して、子どもは他者との関係づくりを学んでいくのです。

保育者ワーク④ 性の多様性を理解するために

平成31年度から、高知県民に身近な人権課題に「性的指向・性自認」が新たに加えられました。性の多様性についての認識を高めるとともに、保育所・幼稚園等には、子ども一人一人がありのままの自分でいられる環境づくりが求められています。

しかし、保育者の無意識の行為の中に、子どもを不安にさせたり、傷つけたりする行為が含まれていることもあります。保育者同士で話し合い、性の多様性についての多くの気持ちを共有し、多様な生き方が保障される生活をめざしましょう。

あなたならどんなことに気を付けますか？

見直しの POINT

- ◆「男の子」「女の子」という言葉を多用したり、グループ分けの方法として安易に使用したりしていないか。
- ◆無意識に青、ピンク等で色分けしている保育環境はないか。（トイレのスリッパ、ごっこ遊びで使うコップ等）
- ◆制服等の着衣で戸惑っている子どもはいないか。（スカートやズボンの着用等）
- ◆性の在り方を固定化するような言動はないか。（〇〇くんは男の子だから泣かない、女の子だからピンク色、男の子は戦いごっこが好きだろう等）
- ＊ものや遊びへの興味の示し方には男女差があることが分かっていますので、男女差を否定するということではありません。男女差についての理解を深めることも大切にし、同時に、性にかかわらず個人の興味や関心を保障しようとする姿勢が大切です。
- ◆その他、子どもを不安にさせたり傷つけたりするような、無意識な言動はないか。

学校では性同一性障害に係る児童生徒への対応として、次のような支援が行われています。参考にしてください。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成27年4月30日文科科学省児童生徒課長通知）の別紙より

保育者ワーク⑤ 特別な支援が必要な子どもたちのために

ミナミ先生のクラスには、特別な支援が必要だと思われるチアキさんがいます。チアキさんは、毎日、意欲的に登園しており、興味や関心のあることに集中して取り組む姿が見られる一方で、思い通りにならないとかんしゃくを起こしたり、クラス全体で取り組む活動に参加しなかったりする等の姿も見られています。ミナミ先生は、クラス全体の活動を進めていくことに精一杯で、チアキさんのことは加配保育士のカトウ先生に任せている状態です。

チアキさんはカトウ先生と一緒に遊ぶことが多く、クラスの子どもたちがチアキさんを遊びに誘ったりすることはあまりありません。他の子どもたちと一緒に遊んでもすぐにトラブルになってしまうので、遊びが長く続くことは難しい状況です。

あなたならどうしますか？

【事例から考えたいこと】

- チアキさんがかんしゃくを起こしたり、クラス全体で取り組む活動に参加しなかったりするのとはなぜだと思いますか。
- クラスの子どもたちは、チアキさんのことをどう捉えていると思いますか。
- ミナミ先生とカトウ先生の保育体制について、あなたはどのように思いますか。
- チアキさんや、クラスの子どもたちの育ちを支えるためには、どのような対応が必要だと思いますか。

おさえておきたい POINT

意欲的に登園していることから、チアキさんは園生活を楽しんでいることが分かります。園内には、チアキさんの興味や関心のあった遊具や環境が用意されているのでしょう。このことは、一人一人の子どもの育ちを支えるために、何よりも大切なことです。その一方で、他の子どもとの関係には、難しさがあるようです。

保育者が一対一で対応することで、子どもは安心して遊ぶことができます。しかし、子ども同士の関わりによって広がる世界もあるので、保育者は、安心した生活とともに、子ども同士で育ち合う生活を保障する必要があります。

【個々の育ちを支えるために】

この場合、チアキさんがかんしゃくを起こすような場面が、どのような時に起きやすいのか、クラスでの活動に参加しないのはなぜか、という要因を探ることが大切です。考えられる要因を取り除く等して、集団の中でも安心して過ごすことができるような対応が求められます。

【人との関わりを支えるために】

ミナミ先生とカトウ先生の役割分担が明確になっていることで、チアキさんと他の子どもが関わる場面が生まれにくくなっている可能性もあります。ときには、ミナミ先生がチアキさんとじっくり関わり、その時にはカトウ先生が他の子どもたちとじっくり関わる等して、子どもたちが様々な人との関わりを楽しむことができる経験を保障することが必要です。

さらに、チアキさんがクラスの活動への参加が苦手であったとしても、保育者はクラスの一員であることを意識し、他の保育者と一緒になってまなざしを向けたり、声掛けを続けたりすることが大切です。その姿を、周りの子どもは見ています。子ども同士がつながり合えるかどうかは、保育者同士がつながり合っているかどうか大きく影響されるのです。



保護者ワーク① 子どもの声を聴く

- 【ねらい】 ○「聴く」「聴いてもらう」を体験することで、自分の気持ちを受け止められる経験をする。
○役割を演じることで、子どもの気持ちや大人の気持ちを考える。
○大人にとってマイナスに見がちな子どもの行動をプラスに見て理解を深める。

【準備する物】◎「ワークシート① 子どもの声を聴く」

◎付せん(中・・・2色) ◎ペン・色マーカーペン ◎模造紙

【所要時間・人数等】60分 1グループ(4人)

【研修方法】 ロールプレイング

1 ワークのねらいとルールの確認(5分)

2 ウォーミングアップ(10分)

①アイスブレイク1(他己紹介、等)

②アイスブレイク2

・二人組になり、「自分が今夢中になっていること」「好きなこと」等を伝え合う。

・聴く側はできるだけ質問等を控え、相づちや「そうですね」といった言葉掛けをしながら聴くことに徹し、話す側は持ち時間の全部を使って話す。(交代)

③聴いてどう思ったか、聴いてもらえてどう思ったか感想を伝え合う。

※保護者の感想を全体で共有し、聴くことや聴いてもらえる喜び等を共感し合う。

3 ロールプレイング(30分)

①資料「ワークシート① 子どもの声を聴く」を読み、4人グループで役を決める。5人以上の場合は第三者の役になる。

②グループ内で役割を演じ、子どもの気持ちや保護者の気持ちをそれぞれ想像し、感じたことを付せんに書き、伝え合う。

③感じたことをもとに、グループで再度演じながら保護者の言葉を考える。

④新しいセリフでのおもちゃの取り扱い場面を演じる。

4 ポイントをまとめ、保護者に伝える(15分)



(例)気持ちを伝え合う体験をしていただきました。人が生きるうえで、自分の思っていることを伝えられること、それをきちんと受け止めてもらえることは大切です。子どもが健やかに成長するために必要であり、自分の意見を伝え、聴いてもらうことが重要です。

赤ちゃんも言葉で伝えられないだけで、表情や声等、身体全部を使って気持ちを伝えているのです。人は、自分の表現したことをきちんと聴いて、受け止めてもらえることによって、自分自身への信頼感が育ちます。また、どの年齢であれ、自分が大切にされることで自尊感情が育ちます。

けんか=大変と捉える前に、大人も子どももそこで感じた気持ちを聴き合う、大切にしようことで、人と豊かにつながっていくためのステップになると思います。

※さらにもう一步!話し合ってみましょう。

・「イヤイヤ期の子ども」 ①どんな時にイヤイヤがでるのか考える

②子どもの気持ちを大切にする関わりについて考える

ワークシート① 子どもの声を聴く

ロールプレイング 「おもちゃの取り合い」

アイリ、サクラ、アイリの保護者、サクラの保護者

アイリ：おもちゃで遊んでいる。

サクラ：おもちゃを取りあげる。

アイリ：泣く

サクラの母：「何をしているの。アイリちゃんが遊んでいるおもちゃだから、とったらだめでしょう。返しなさい。ごめんね。アイリちゃん。」
と言って、アイリにおもちゃを返す。

サクラ：泣く

アイリの母：「大丈夫。アイリはこのおもちゃで遊ぶから。」
と言って、アイリからおもちゃをとりあげてサクラに渡す。

アイリ：泣く

1. 2人の子どもの気持ちを考えてみましょう。

2. 2人の保護者の気持ちを考えてみましょう。

3. あなたが保護者なら、どうしますか？



保護者ワーク② どうしていますか？ 子どもの生活リズム

- 【ねらい】 ○生活リズムを整える重要性に気づき、よい習慣を付けるための工夫を考える。
○他の意見を聞き合いながら、これからの生活に役立てようとする意欲につなげる。

- 【準備する物】 ◎「ワークシート② どうしていますか？ 子どもの生活リズム」
◎付せん(中・・・2色) ◎ペン・色マーカーペン ◎模造紙

【所要時間・人数等】60分 1グループ(3~4人)

【研修方法】 KJ法

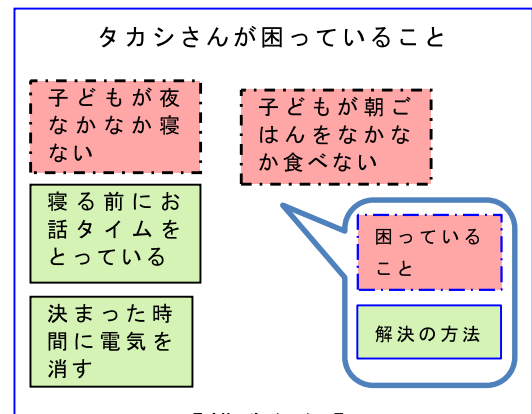
1 ワークのねらいとルールの確認 (5分)

2 ウォーミングアップ (10分)

- ①アイスブレイク1(他己紹介、等)
②アイスブレイク2(子育てフルーツバスケット)

3 グループ協議 (30分)

- ①資料「ワークシート② どうしていますか？ 子どもの生活リズム」を読み、タカシさんが困っていることは何かを考え、付せんに書く。
②困っていることを出し合い、意見をまとめ、模造紙に貼る。
③解決の方法を考え、付せんに書く。
各家庭で工夫していることを書いてもよいことを伝える。
④出された意見の交流を図る。
⑤他のグループの模造紙を参考に見合う。
⑥ワークをした感想を伝え合う。



【模造紙例】

4 ポイントをまとめ、保護者に伝える (15分)



(例) 基本的な生活習慣の大事さについては、みなさんご存知の通りです。ですから、皆さんが日々いろいろな工夫をされていることに驚きました。でも、現実にはタカシさんの家庭のようにうまくいく時もある、いかない時もあります。ちょっと工夫できないかと思った時、このワークのように子育ての仲間として尋ねてみるのもいいです。勿論、子どもによって合う方法、合わない方法があります。それぞれのお子さんに合った方法で取り組んでみてください。

※さらにもう一歩!話し合ってみましょう。

- ・「子どもとスマートフォン、みなさんどうしていますか？」
- ①スマートフォンのよさを考える
 - ②スマートフォンの気になることを考える
 - ③「ちょっと知りたい隣のスマホルール」として、スマートフォンの活用状況について情報交換をする

事前に園でスマートフォン使用についてアンケートを取り、その結果を研修に生かすこともよい。また、研修のまとめとして幼児期の体験活動やコミュニケーションの重要性を説明することも大事である。

ワークシート② どうしていますか？ 子どもの生活リズム

次のエピソードを読んで、グループで話し合ってみましょう。

タカシさんの子どもは、朝なかなか起きることができません。通勤前に保育所に送っていかなければならないのですが、ぎりぎりまで寝ているので、無理やり起こしています。やっと起きても、食事や身支度をするのにとても時間がかかります。毎朝のことなので、ほとんど困っています。保育所での様子は、午前中は活発ではないと言われますが、お迎えに行くころは元気いっぱい遊んでおり、帰ろうとしません。

1. タカシさんが困っていることは何でしょう？

2. タカシさんが困っていることについて、どのような工夫ができそうですか？



保護者ワーク③ わがままと自我

【ねらい】 ○保護者の役割について学ぶとともに、子どもの気持ちを受け止める方法を考える。

【準備する物】 ◎「ワークシート③ わがままと自我」 ◎鉛筆

【所要時間・人数等】60分 1グループ(3~4人)

【研修方法】ブレインストーミング

1 ワークのねらいとルールの確認 (5分)

2 ウォーミングアップ (10分)

①アイスブレイク1(他己紹介、等)

②アイスブレイク2

(子どものいいところを紹介し合う。)

3 グループ協議 (30分)

①資料「ワークシート③ わがままと自我」を読み、お父さんの気持ちを考える。

②タロウさんの気持ちを想像し、ホワイトボードに書く。

③どのような関わり方が考えられるかをホワイトボードに書く。

④意見の交流を図り、ワーク後に感想を伝え合う。

4 ポイントをまとめ、保護者に伝える (15分)

タロウさんちのお買い物

お父さん

タロウさん

- ・もうつれてこんきね。
- ・どうしてもほしい。
- ・ほうっておく。
- ・買ってくれるまで泣いてやる。

どのような関わり方が考えられますか？

- ・入店前に手をつないでおく。
- ・まずはタロウさんが行きたいところに行ってみる。

【ホワイトボード例】



(例) 受け止め方によって、子どもの行動は変わってきます。いろいろな家庭でのルールやエピソードを聞かせていただきました。

3歳児は今まで以上に自我が発達し、自分のやりたいこと、やりたくないことがはっきりとしてきます。「なんで?」「どうして?」と質問をしてくる子どもさんも多いのではないのでしょうか。この時期は、物事を理解する力や人とのコミュニケーションをとる力が育つとともに、感受性が豊かになる時期。身近な人の気持ちも少しずつ理解できるようになり、我慢や許す気持ち等もだんだんと身に付いていきます。

けれど、自分がやりたいことの優先順位が高く、言葉で伝えるよりもすぐ行動に移る、自分の気持ちが大人に伝わらないもどかしい気持ちをもつ、といったことがあるため、ときにはかんしゃくを起こしたり反抗的な態度をとったりすることがあります。

そのような時は、「タロウ君は、おもしろそうなものがいっぱいあるから、たくさん見たいのね。」といったタロウ君の気持ちを受け止めることが大事です。気持ちを受け止めた後、「～したら見に行こうか。」「一緒にお野菜を選んでくれる?」といった提案をすることもいいかもしれません。

※さらにもう一步!話し合ってみましょう。

- ・「子どもとの時間について」 ①子どもの気持ちを大切にする関わり方について考える
- ②子どもと過ごす中で、大事にしている時間を話し合う

ワークシート③ わがままと自我

次のエピソードを読んで、グループで話し合ってみましょう。

タロウさんは3歳。お父さんとスーパーに買い物に来ています。カートに乗せようとしても嫌がり、一人でウロウロするので、お父さんはゆっくりと買い物ができません。

お父さん：「タロウ待ちなさい！ 一人で歩いちゃダメ！」

タロウさん：（興味をもった商品に向かって走り出します）

お父さん：「こらっ、他のお客さんにぶつかるだろう。」

（ぶつかりそうになったお客さんに「すみません」と謝りながら追いかけます）

タロウさん：（お父さんが追いかけてくれるのを楽しむようにウロウロしていますが、急に立ち止まり）

「このお菓子買って～！」（今度はダダをこね始めました）

お父さん：

（あなたならどうしますか？）

1. もしあなたが、このお父さんならどんな気持ちになりますか？

2. タロウさんはどんな気持ちだと思いますか？

3. どのような関わり方が考えられますか？



保護者ワーク④ 子どものやる気

【ねらい】 ○子どもの思いを受け止め、自主性を伸ばすために、どのような支援がいいのか考える。

【準備する物】 ◎「ワークシート④ 子どものやる気」 ◎鉛筆

【所要時間・人数等】60分 1グループ(3~4人)

【研修方法】 バズセッション

1 ワークのねらいとルールの確認 (5分)

2 ウォーミングアップ (15分)

- ①アイスブレイク1(他己紹介、等)
- ②アイスブレイク2(うなぎによろよろホイ)

3 グループ協議 (30分)

- ①資料「ワークシート④ 子どものやる気」を読み、家庭でも同じような場面がないか尋ねる。
- ②ハナコさんの気持ちを考える。
- ③ハナコさんのお母さんだったら、どうするか考える。
- ④ハナコさんのやる気を次に生かすためには、どのような対応をすればいいのか考える。
- ⑤ワークをした感想を伝え合う。

4 ポイントをまとめ、保護者に伝える (15分)



(例) 子どもにとってお手伝いは、おうちの人の真似をしながら、生活や社会を学んでいくための、大切な生活場面です。家族の一員としての役割を与えられ、認められたりすることで、自信にもつながりますし、何より楽しいですから、あれもこれもとやりたがります。

ですから、「お皿が割れちゃったでしょ。」と失敗を叱る前に、「このように持つと、落とさないからね。」と方法を先に伝えたり、お手伝いの後には、「ありがとう、助かったよ。うれしい。」と感謝の気持ちを伝えたりして、大好きな家族の中で生活に必要なことを知る経験、人の役に立つという充実感等が味わえるようにするといいです。「ポストから新聞をとってくる」「お皿を運ぶ」等、子どもができることを見つけて、家族の一員として役割を積極的に与えていくと子どものやる気が満たされていきます。

※さらにもう一歩!話し合ってみましょう。

- ・「子どものほめ方について」 ①どんなときにほめるのか考える
- ②子どものやる気を伸ばすほめ方(言葉・行動等)を考える

研修のまとめとして、子どもの「できた」「できない」で評価せず、結果として「できなかった」けれどそこに至るまでの過程を評価することが大事であり、その後の子どものやる気につながることを説明する。

ワークシート④ 子どものやる気

次のエピソードを読んで、グループで話し合ってみましょう。

ハナコさんは4歳。お母さんのお手伝いがしたくてたまりません。日曜日の夕食時にもカレーを作るお母さんのお手伝いがしたいと、台所にやってきます。

ハナコさん：「にんじん切らせて～！！」

お母さん：「忙しいんだからダメ！危ないからどいて！ハナちゃんの好きなDVDを見ててよ。」

ハナコさん：「お手伝いがしたいの～。あっ、にんじんはお花の形にしてくれないとヤダっ！」

お母さん：「いい加減にきなさい！」

ハナコさん：

1. ハナコさんの気持ちを考えてみましょう。

2. この場合、あなたならどうしますか？



保育実践事例

子どもの人権を守るために、保育所・幼稚園等では、様々な取組が行われています。ここでは、子どもの思いを大切に、試行錯誤しながら、園全体で仲間づくりを支えてきたA保育所の実践事例を紹介します。

「あたしも話せるで」 ～ともに育つ仲間づくり～（A保育所の取組）

A保育所には、当時、2カ国の外国籍の保護者がいました。言語や文化の違いもある中で、A保育所は、子どもや保護者が、安心して通える保育所を目指して取り組んでいました。この事例は、そのときの実践事例です。

「日本語しゃべって」 ～子どもたちの思いを丁寧に捉える～

転所してきたリンさんが保育所に初めて来た時に「わ～、ユーリさんと同じ顔や」とナツキさんが言った。とっさに保育者は「そう？よく見たら目の大きさとか違うんじゃない？」と言葉をかけた。するとナツキさんは「え？似いちゃうで」と言った。ナツキさんはリンさんとユーリさんの両親が同じ国の出身で似ているということから、リンさんに関心を寄せていた。



この時、保育者は、リンさんの気持ちを考えてとっさに返答したそうです。けれど、ナツキさんの思ったことをよく聴き、新しく入った友だちへの関心を受けとめたらよかったと、後で反省をしたそうです。

1週間ほどして、虫が好きなリンさんが「あ、ダンゴムシおった」「このダンゴムシどこでとったか」と、思ったことや聞きたいことを話す姿も見られるようになった。虫かごを持って友だちに見せている時に、ナツキさんが「ねえ、あたしにも見せて」と言うが、リンさんとユーリさんは外国語を使って話していた。それを見たナツキさんは「日本語しゃべって」と言った。保育者は、ナツキが目を見つめて真剣にリンに言っている様子から“自分も見たい、一緒に見たい”という気持ちからだろうと感じた。そこで保育者が「ダンゴムシ見たいの？」と声をかけるとなずいたので、「リンさんにそう伝えてみたら？」と言った。ナツキさんが「あたしもダンゴムシ見たい」と言うと、リンさんは「リンが捕まえたダンゴムシ」と言ってナツキさんに見せ、一緒に頭をつき合わせてダンゴムシを見ていた。

「日本語しゃべって」というナツキさんの言葉を聞いた時、保育者は最初少し戸惑ったそうです。でも、戸惑う気持ちをすぐには言葉にせず、ナツキさんの表情を観察し、ナツキさんの気持ちを丁寧に理解しようと思いました。すると、ナツキさんは自分の気持ちを言葉にすることができ、そのことが、子ども同士の気持ちがつながるという経験になっていきました。

「え～ 行ってみたい」～本を通して世界に触れる～

子どもが午睡前に見ている『くらべる図鑑』には、世界地図が載っていた。いろいろな国を見ながら、保育者が子どもに親しみのある国をあげていくと「ここかな?」「え?こないだ行っちゃったで」「いいな～」
「え?日本って、こんなにちっちゃいが?」と、子どもは思ったことを口々に話していた。自分の知っている国の名前が出ると「ぼく知っちゃうで」「行ったことあるで」と笑顔で友だちや保育者に話していた。

また、絵本『まどのむこうのくだものなあと?』では、赤紫のつぶつぶの果物の絵を見て、「ドラゴンフルーツや」「あずきじゃない?」と自分の思った果物を言い始めた。保育者は「ドラゴンフルーツ!よく知ってるね。食べたことあるの?」と驚くと、ナツキさんが「あるよ」と得意げに言った。あずきと答えた子どもにも「いろいろな食べ物知ってるね」と声を掛けると「ナツキさんもね」と言って、互いに目を見合わせて笑っていた。

保育者は、いろいろな国や場所に名前があることや、友だちや自分の知っている国や聞いたことがある名前や場所に、子どもが興味や関心をもっていると感じたそうです。また、自分のなじみのある場所に、友だちが“行ってみたい”と言う姿に、うれしさを感じている、とも思ったそうです。

世界の国々や各地の文化に触れることができる本を通して、日本という自分の国、まだ見たことのない世界の国々へと子どもの興味や関心が広がっています。また、自分の国に関心をもってもらえることに喜びを感じる姿からは、互いの故郷について共有し合ったり伝え合ったりする機会を保育者がつくることで、子どもの中に喜びや信頼の芽生えが生まれてくる、ということが伝わってきます。

「あたしも話せるで」～共通の経験をもとにして話す～

夕涼み会当日の帰りの会で、今日楽しみにしていることを言い合った。順番に発表していくと、リンさんは「今日の夕涼み会は、太鼓をがんばります」とみんなの前で発表した。それを聞いたナツキさんが「日本語上手やね、すごい」とリンさんに伝えると、リンさんは「そうで。上手で」と笑って答えていた。

保育者が「ナツキさんが褒めてくれてうれしいね」「家ではどんな言葉を読む?」と聞くと、リンさんは「いろいろ話すで」と答えたので、保育者が「英語や、お父さん、お母さんが分かる言葉も話す?」と聞くと、他の子どもも「あたしも話せるで」と、グリーン、ブルー等、知っている英語を話していた。

リンさんは、帰りの会等で保育者が写真や絵を使って話したり、友だちと一緒に歌や踊りをしたりしている時には、楽しい雰囲気を感じて笑っている様子が見られたそうですが、話し合いだけの伝え合いになった時には、友だちの言っていることが分からない様子が見られたそうです。

保育者は、友だちと共感し合えた、伝わった経験をしたリンさんのこの姿から、共通の経験をもとにして話すことの大切さを感じたそうです。

家庭や地域との連携

家庭との連携について、A保育所では、日頃から登降所時等の日常的な会話を大切にしており、特に、初めての保育所行事や子どもの成長を感じられる場面、保護者の心配していること等は直接話す様に心掛けています。一方で、言葉や文化の違いから伝わりにくいことも多々あり、伝わらないことでの行き違いや不安の気持ちにつながることもあったそうです。

そこで、A保育所では、おたよりや写真を活用して、直接渡して話す、ローマ字やひらがなでふりがなを付ける、要所を端的に書いて付せんを渡す、等、保護者に伝える工夫を探っています。

また、幼児期に必要な生活習慣を身に付けることや保育所での約束事や小学校生活に向けての見通しをもてるように、保健師や専門機関、小学校、ALT、学校教育課と連携して行っています。

さらに、宗教や文化を尊重できるように給食や休み等を配慮したり、保護者同士のつながりの場となるように、行事の手伝いや参観日等の機会を生かす工夫を行っているそうです。

日頃の様子を目にしたり、園の行事に参加されたりした地域の方からは「国際的やね」と温かい雰囲気の中で声を掛けられたこともあったそうです。

A保育所は、今後も地域のお祭りや文化展等で交流して実際に触れ合う機会を積み上げ、子どもも保護者も安心して保育所に通い、保育所以降の生活も地域とのつながりを基盤にして歩んでいくことをめざしています。

これから・・・【実践に取り組んできた保育者の思い】

子どもは、友だちや保育者、保護者等周りにいる人々に興味や関心を寄せながら関わっています。保育者の言い方が端的になると、子ども同士も同じように言い合う姿が見られます。保育者の言葉が伝わらなかったり、状況が分からず困ったりしている子どもの気持ちになって関わると、子どもたちの互いに伝え合ったり、気に掛け合ったりする姿が多くなります。

また、保育者としての自分の関わり方や子どもの見方が偏っていないか、保育者同士で話すことや保育の研修で気付くことがあります。ときに、自分自身がこだわっていたことに気付いたり、自分の思うように行動して欲しいという気持ちから、子どもを急かしてしまったり、伝わらないことを育ってきた環境の違いを理由にしていることもありました。



これからは保育者自身が、子どもや保護者の気持ちを理解しようとし続けることを大切にしていきたいです。

研修方法例

ここでは、人権感覚を高めるために効果的と思われる研修方法を紹介したいと思います。ワークや事例は、扱い方によって気づきや学び、園内の共通理解等に違いが生まれてきます。様々な方法に挑戦し、保育所・幼稚園等ならではの気づきや学びを発見してください。

【紹介している方法】

(1) ロールプレイング	役割演技による気づきと対応の模索
(2) KJ法	カテゴリー分類による情報の整理
(3) ブレインストーミング	自由な発想に基づいた多様な気づきとアイデアの創造
(4) バズセッション	ひとつのテーマに基づいた相互的な話し合い

(1) ロールプレイング

現実に近い場面を設定し、特定の役割を演じる模擬体験を通じて、気づきを得て、ある事柄が起こった時に適切に対応したりするための方法。実際に経験したことがない場合でも当事者の立場に立って考えたり感じたりする経験ができ、共感的な理解を図ることができる。

【展開例】

①アイスブレイク

アイスブレイクとは、ロールプレイングに入る前に、意欲を高めたり、役割を演じることに慣れたりする活動。

②再現場面の共有

どのような場所か、どのような状況か等、基本となる情報を共有する。

③ロールプレイング

役を演じる人が、主体的に言葉や動き等で表現して、状況を再現する。演じる役割だけでなく、観客等の役割もあるとよい。

④シェアリング

役を演じる人は、ロールプレイングによってどのような気づきがあったか、どのようなことが思い出されたか等を話し、同様に、観客等も同じように感じたことを話す。話し合うことで、感じ取った新しい気づきを参加者で共有する。

【留意点】

- ・ 演じるスペースや小道具等は、簡素化してよいが、重要なポイントとなる物的環境等がある場合は、実物等を取り入れるとよい。
- ・ 役を演じる人が表現したことは否定しない。また、役を演じる人の演技を評価しない姿勢が大切である。

(2) KJ法

一人一人が、自分で考えた意見を付せんに書いて模造紙等に貼っていき、分類したり、まとめたりすることで、新しい気付きを発見していく方法。問題解決の糸口を探ったり、様々な情報の収集・整理の方法として広く活用されている。

【展開例】

①意見やアイデアの収集

それぞれの意見やアイデアを各自が付せんに記入する。

②意見やアイデアの分類

簡単な説明とともに、それぞれの付せんに模造紙に貼っていき、共通するものをまとめてグループ化したり、簡潔な文言でタイトルを付けたりしてカテゴリー化する。

③グループを構造化する

小グループを大グループにまとめたり、グループごとの関連が見えてきたら矢印で結んだりして構造化する。

④気付きや発見の共有

グループ化、カテゴリー化、構造化を通して、気付いたことや分かったことを模造紙に書きこんでいく。

【留意点】

- ・作業中に思いついたアイデアがあれば、追加していくとよい。
- ・まとめられないものは無理にまとめることなく、残しておいてよい。

(3)ブレインストーミング

テーマについて、できるだけ多くのアイデアを引き出す方法。固定観念を排し、自由に思いつきやアイデアを出し合い、そこから想像と連想を働かせて、多くの気付きやアイデアを生み出していく。

【展開例】

①グループや時間を決める

グループ人数は5人から12人程度が適当とされている。時間は状況に応じて設定する。時間を設定しない場合も考えられる。

②意見が出しやすい環境をつくる

机を円形やコの字にしたりする。各グループの司会進行や記録係を決めておく。

③自由に発言し、全てを記録していく

それぞれの考えやアイデアを思いつくままに出し合っていく。出された意見については、一切批判等をしてはいけない。できるだけたくさんの多様な意見を出すのが望ましい。

④セッションを終え、意見をまとめる

出された意見を参加者全員で確認する。同じ意見をまとめる。出た意見を大切にする。

【留意点】

- ・様々な考えが出るように、できるだけ多様なメンバーをグループに配置する。
- ・発言が尽きるまで行う場合と、時間を設定して行う場合がある。連続して行ったり、長時間行ったりすると効果が薄れるので、その際は気分転換等も図りながら行う。

(4) バズセッション

テーマに基づき、参加者全員が自由に話し合い、相互作用によって話し合いを深めていく方法。参加者が目的意識をもちグループ内で積極的に発言し、相互に影響し合うことが大切である。少ない時間でも効果的に活用することができる。

【展開例】

①グループや時間を設定する

グループ人数は2～6人程度が適当であるが、これに固執することはない。時間も1・2分間、3分間、6分間等、テーマや状況に応じた時間で設定する。

②話し合い

テーマに基づいて、設定時間内で自由に話し合う。

③グループ発表

各グループの代表が話し合った内容を発表する。

④話し合い

グループ発表を受けて、再度話し合いを行い、気づきや学びを深めていく。

【留意点】

- ・ 出された意見を批判せず、自由に発言できる雰囲気をつくる。
- ・ 質よりも量（たくさんの意見が出ること）を重視し、積極的な発言を促す雰囲気をつくる。



☆グループづくりに役立つもの

★あめだまくじびき



- ①種類が同じあめをグループの数だけ用意する。
(全員分になるように)
 - ②順番に引いてもらい、出た種類でグループになる。
- ※あめだま以外でもクッキー、色紙等でも可。

★ナンバーコール



- ①リーダーの「そ〜れ！」の合図にあわせ、「1回」「2回」と数を増やしながら全員で手をたたき、リーダーの「それまで！」の掛け声で、たたいた回数的人数で集まってもらう。
- ②数回ののち、グループに必要な人数の数だけ手をたたく。

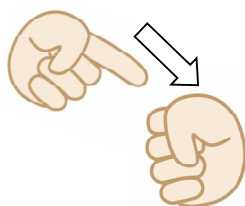
★バースデーチェーン



- ①言葉を使わずに、誕生日が1月1日から12月31日まで順番になるように並んでもらう。
- ②誕生日を発表していき、順番を確かめる。
- ③リーダーが一人一人順番にグループ番号を伝え、告げられた番号でグループを作る。

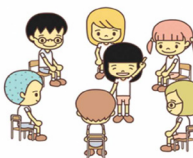
☆緊張をほぐし、場を和やかにするもの

★うなぎによろによろホイ



- ①2人組になる。
- ②お互いの右手人差し指を、相手の左手グーの手の中に入れる。
- ③リーダーの「うなぎによろによろ・ホイ」の合図で相手の人差し指をにぎる。つかまらないように自分の指は逃げる。
- ④グループ全員で輪になって実施してもよい。

★子育てフルーツバスケット



- ①椅子を参加者より1つ少なくし、輪になるように並べて、リーダー以外は座ってもらう。
- ②第1問目はリーダーから始める。例えば、「朝食はパン派である」の質問に対して、「YES」の人だけが、座っていた椅子から別の椅子に移動する。
- ③座れなかった人が、次の子育てに関する質問をする。

☆自己紹介をしたり、名前を覚えたりするもの

★子どもの名前の秘密



- ①合図があったら2人組になる。
- ②じゃんけんをして、勝った人から先に質問する。自分の名前を名乗り、相手の子どもの「名前」「由来」「子どものいいところ」等を質問する。(交代する)
- ③お礼を言ってその場から離れ、合図になると別の人とペアになる。
- ④②と同じことを繰り返す。

★他己紹介



- ①(4人グループの中で)2人組になる。
- ②じゃんけんをして、勝った人が相手の「名前」「子どものころ好きだった遊び」について質問をする。
- ③交代する。
- ④お互いに知った相手の名前や好きだった遊びについて、グループメンバーに知らせる。

卷末資料

高知県人権教育推進プラン（令和２年改定版）本文

第1章 高知県人権教育推進プランについて

1 人権教育推進プランとは

高知県人権教育推進プランは、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」※1に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした、高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を、明記したものです。また、推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進していきます。

2 人権教育推進プラン改定の背景

高知県人権教育推進プランは、平成15年に策定され、3度の改定を経て現在に至っています。この間、新たな人権課題が位置付けられるなど、人権教育をめぐる動向は変化してきました。

国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」※2の取組の終了後、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために「人権教育のための世界計画」※3が平成17(2005)年からスタートしています。この世界計画は、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階(フェーズ)に分けて示したものです。現在は第3段階[平成27～31(2015～2019)年]として、第1段階[平成17～19(2005～2007)年、2年間延長]・第2段階[平成22～26(2010～2014)年]の取組の一層の強化やメディア専門家、ジャーナリストを重点対象とした行動計画が示され、人権教育の推進が図られています。

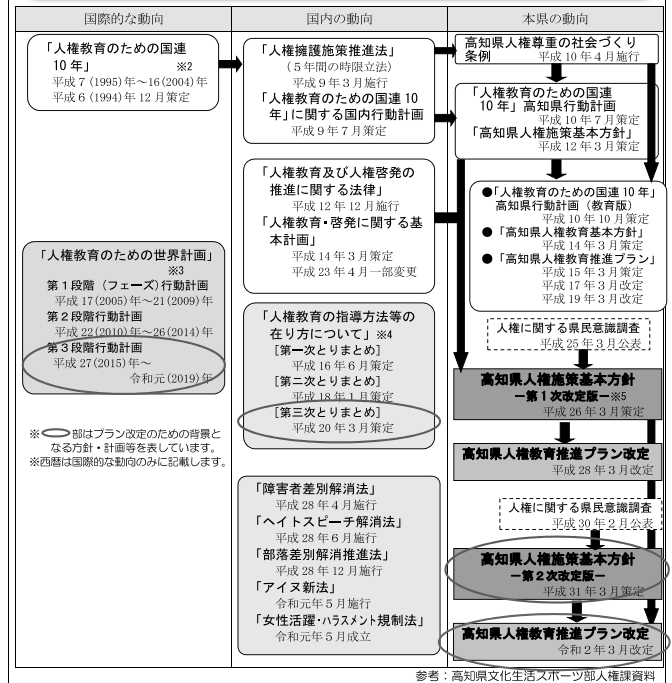
また、国内の動向としては、学校教育における人権教育をより充実させるため、平成20年3月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」※4が公表され、それに基づく取組が進められています。さらに平成28年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、6月に「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が、相次いで施行されました。また、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法)」が施行され、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(女性活躍・ハラスメント規制法)」が成立しています。

本県の動向としては、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をキーワードとして、平成26年に人権施策を推進するための「高知県人権施策基本方針 第1次改定版」※5が策定され、県民に身近な7つの人権課題※6に加えて、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の3つが新たに位置付けられました。平成31年には、「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」が策定され、第1次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、県の取り組む人権課題に「性的指向・性自認」が新たに加えられ、県民に身近な人権課題が11となり、さらに充実した施策の推進に取り組むこととなりました※7。高知県教育委員会では、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や高知県教育振興基本計画に基づき、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していく取組を進めています。

このような国内外の状況を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るという観点から、高知県人権教育推進プランの改定を行いました。平成28年の改定に引き続き、次のようなポイントに沿って作成をしています。

改定のポイント

- 1 人権を取り巻く社会状況の変化や、国及び高知県における人権施策等に対応したものとします。
 - 2 県民の皆様や教職員に対して簡潔でわかりやすいものとします。
 - 3 高知県教育振興基本計画等との一体化を図るとともに、具体的な取組を拡充し、実効性のあるものとします。
- 以上の3つのポイントを踏まえ、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育を推進します。



※1 「高知県人権教育基本方針」 平成14年に高知県教育委員会が策定したもので、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組むという方針を定めている。

※2 「人権教育のための国連10年」：平成7(1995)年～平成16(2004)年 国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らして人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化(*)を構築し、全ての人の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としている。

この国連の行動計画では、「人権教育」について「知識と技術の伝達及び態度の形成を通し、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

*「人権文化」 「人権」という普遍的な文化」と同義。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権」という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化(人権文化)として、当たり前になっている社会の在り方のことである。

参考：高知県人権施策基本方針 第1次改定版

※3 「人権教育のための世界計画」 「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」の終了を受け、平成16(2004)年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」(平成16(2004)年7月1日)が無投票で採択された(我が国は共同提案国)。「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに段階(フェーズ)及び行動計画を策定している。

第1段階行動計画 平成17(2005)年～平成19(2007)年、2年延長 平成20(2008)年～平成21(2009)年：初等中等教育における人権教育の行動計画。学校関係者(児童生徒、教員、職員、経営者及び保護者)のための教育及び研修を促進する計画。

第2段階行動計画 平成22(2010)年～平成26(2014)年：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊のための人権研修」を促進する計画。

第3段階行動計画 平成27(2015)年～平成31(2019)年：「メディア専門家、ジャーナリストを重点集団」とともに、学校及び学校外の教育及び研修において、教育者、特に子どもや若者と関わる教育者」に人権研修を促進する計画。

参考：外務省HP URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/>

※4 「人権教育の指導方法等の在り方について」 [第一次とりまとめ] 平成16年6月策定 「人権教育とは何なり」について、わかりやすく提示するとともに、学校教育における人権教育の現状について、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」があるとして、人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や目標、指導の改善充実に向けた視点を示している。

[第二次とりまとめ] 平成18年1月策定 指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供している。第一次とりまとめを踏まえて、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携や、人権教育の内容及び指導方法等、学校及び教育委員会における研修等の取組について示している。

[第三次とりまとめ] 平成20年3月策定 第二次とりまとめが示した理論的理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載(「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編)している。人権に関する知的理解を大切にしつつ、人権感覚を育み、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標とし、より具体的な指導方法の改善・充実に向けた内容を示している。

参考：文部科学省HP URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/O24/index.htm

※5 高知県人権施策基本方針 第1次改定版 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」を一体化する形で平成26年3月に策定されたものであり、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な10の人権課題を解決していくための推進方針と関係部署の具体的な取組を示している。

※6 県民に身近な7つの人権課題 平成10年4月に施行された「高知県人権尊重の社会づくり条例」で示された同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の人権課題のことである。

※7 「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」 身近な11の人権課題ごとの県の施策の推進方針参照

人権課題	県の施策の推進方針
同和問題	同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。 同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
女性	家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心して生活できる、女性の人生が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。 ①男女が互いに人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。 ①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自己を大切に、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実
高齢者	高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図ります。 ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実
障害者	障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。 ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どももいない子どもと共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実 ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進
等HIV感染者	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。 ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実

	ハンセン病患者等	ハンセン病患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病患者等への支援体制の充実
	外国人	多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。 ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
	犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知
	災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進
	性的指向・性自認	性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。 ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

3 人権教育推進プランの点検と見直し

このプランに掲げる取組については、「高知県人権教育推進委員会」※8で、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）による進捗管理を行い、その結果を「高知県人権教育推進協議会」※9に報告します。

高知県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権教育推進協議会」の意見を聞くとともに、「人権に関する意識調査」の結果や人権教育の取組状況などを基にプランの検証を行い、原則として5年ごとに見直しを行います。

※8「高知県人権教育推進委員会」
「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育行政を総合的・効果的に推進するために、高知県教育委員会の事務局内に設置されている委員会のことである（高知県人権教育推進委員会設置要綱 第1条）。

※9「高知県人権教育推進協議会」
高知県教育委員会が、高知県における人権教育を総合的に推進するために設置したもので、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる役割を担っている。

(1) 人権教育の推進方策に関すること。
(2) 人権教育の拡充・強化に関すること。
(3) その他、人権教育推進に必要な事項に関すること。

参考：高知県人権教育推進協議会設置規程

4 人権教育がめざすもの

“人権”とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにしてもっている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。

全ての人は、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。また、一人ひとりの人権が尊重され、生まれてきてよかったと感じられる人生を送りたいと思っています。

しかし現実には、人権に関する様々な問題が存在しています。“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会”を実現するために、私たち一人ひとりがあらゆる場で人権教育に積極的に取り組み、その問題を解決していくことが大切です。



5 人権教育を通して育てたい資質・能力

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養※11を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように」にすることであると、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）に示されています。

〔第三次とりまとめ〕では、学校における人権教育の目標を、「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

この目標を達成するためには、人権に関する知的理解と自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。次ページの図で示しているように、人権に関する知的理解とは、知識の側面について自ら積極的に学ぶことで深まるものです。そして人権感覚は、価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められるものです。

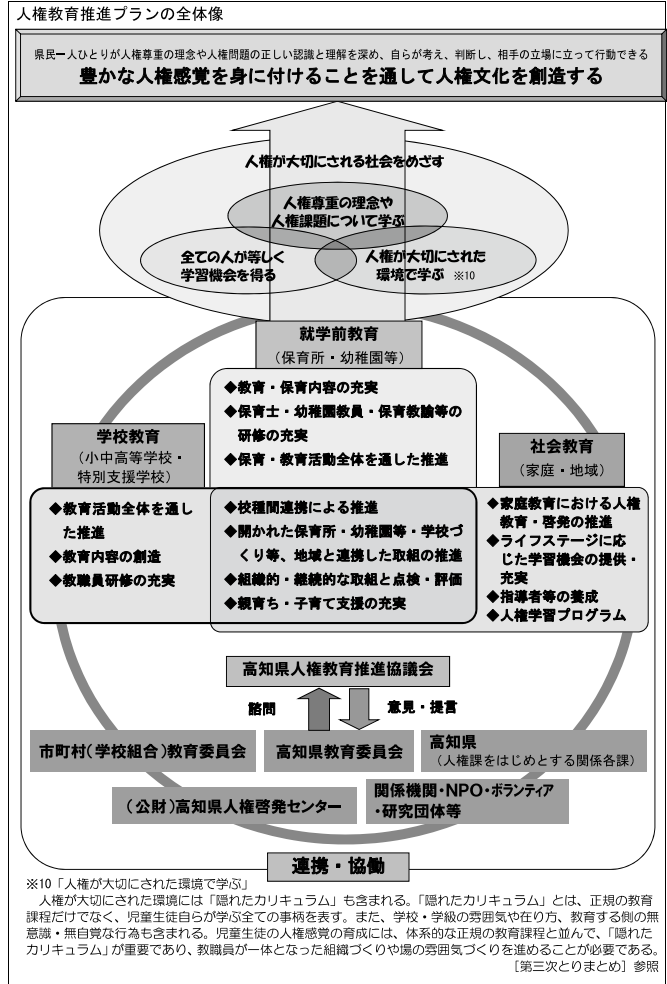
こうした人権に関する知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。

※11 水が物質に自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育は、教育を受けることが基本的な人権であるという大原則の上に成り立つものです。

また、人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場の人間関係や全体としての雰囲気などの在り方がきわめて大きな意味をもち、重要な基盤をなします。人権教育が効果を高めるためには、まず、その教育・学習の場自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。



人権教育を通して育てたい資質・能力



第2章 人権教育の推進について

人権教育は、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進することが必要です。

そのために、学びの連続性の観点から段階に応じて、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるよう、高知県教育委員会として支援を行い、人権教育を総合的に推進していきます。

1 人権教育の総合的な推進

人権教育は、社会に存在している様々な人権課題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。

私たちが自分の能力を十分に発揮し、人権教育がめざす社会をつくり上げていくためには、これまでの歴史のなかで確立されてきた私たちの基本的人権や、その権利を行使することの意義や責任について学ぶことが大切です。

また、現代社会には、様々な差別や偏見があり、基本的人権が守られているとは言えない状況にあります。そして、社会の進展とともに新たな人権課題も生まれてきています。「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」では、県の取り組む人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権）に、「性的指向・性自認」を新たに加え、県民に身近な11の人権課題となりました。これら個別の人権課題の解決には、それぞれに固有の歴史や特質などがあることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。差別の現実や社会の実態から深く学ぶという視点を基本にしつつ、子どもも大人も人権課題について学ぶという意欲や関心をもつことができるよう、具体的な取組を実施していくことが重要です。

人権についての知的理解を深めるには、法の下の平等や個人の尊重といった人権について学習する普遍的な視点と、それぞれの人権課題について学習する個別的な視点の双方が必要であり、これらを相互に関連・補強させながら学習を進めることが重要です。

人権教育は、知的理解だけで終わるのではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる人権文化の豊かな社会をつくることをめざしています。そうした社会を実現するためには、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人が組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、一体となって人権教育に取り組むことが大切です。



9

(1) 就学前教育及び学校教育

① 教育の機会の確保

「世界人権宣言」でも謳われているように、教育を受けることそのものが人権の一つです。全ての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

同和教育のなかでは、長期欠席・不就学の子どもへの教育を受ける権利を保障する取組が行われてきました。

また平成28年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」※12が公布され、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や、普通教育に相当する教育を十分に受けていない者への就学機会の提供等、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが定められました。

いじめや不登校などであつらい思いをしている子どもや、経済的理由等から厳しい環境に置かれている子どもはもちろんのこと、年齢や国籍、その他の置かれている事情に関わりなく、学習機会が奪われることがないよう、教育・保育を保障する必要があります。また、発達障害等を含め特別な教育的支援を必要とする子どもに対しては、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期から一人ひとりの特性に応じた学習の機会や学習内容も充実していくことが重要です。

そのためには、常に子どもの現実から出発しつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた取組を保育所・幼稚園等や学校全体で行っていくとともに、地域の関係者や関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行うことが大切です。

※12 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第百五号）

（文部科学省）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

11

トピック

<普遍的な視点と個別的な視点>

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされています。出典「人権教育・啓発に関する基本計画」

<人権学習を進めるために大切にしたいポイント（学校教育における実践例）>

同和教育の実践を基に人権教育で大切にしたいポイントを、以下の6点に整理して示します。

(1) 現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害であつらい思いをしている子どもや家庭環境等であつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

(2) 自分との関わりを見つめる

人権尊重の理念や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深く関わっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直ししましょう。

(3) 知識・技能・態度（人権教育を通して育てたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としての学びだけではなく、「態度」や「技能」と互に関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

(4) 参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

(5) 組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取組を進めましょう。

(6) 連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのために、開かれた保育所・幼稚園等・学校づくりを積極的に進めていきましょう。

10

トピック

<今日も机にあの子がいない>

終戦直後の混乱時には、極度の貧困等を理由に、学校に行けなかった子どもが被差別部落を中心に大勢いました。その長期欠席・不就学対策として、昭和25年に高知県において、全国で初めて福祉教員が配置されました。福祉教員は、長期欠席・不就学の子どもへの出席を促すために、日々家庭訪問を繰り返し、子どもや保護者、地域に義務教育の保障を働きかけました。そして、学力の向上や進路の保障に向けた取組を進めてきました。「今日も机にあの子がいない」とは、その福祉教員たちの地道で熱心な取組をまとめた実践記録のタイトル名です。

<識字学級>

識字学級とは、差別などにより就学適齢時に満足な学習機会に恵まれず、文字の読み書きの力を十分に身に付けることができなかった方々が、その力を取り戻すための学習会のことです。

『『高知の識字』資料集』（高知県教育センター 平成2年）に、「識字運動とは、字を識る運動のことであるが、日本の場合、部落解放運動のなかで『部落差別によって奪われた文字を取り返す営み』として重視され、識字学級を中心に取り組まれています。」と著されています。

② 人権が尊重された環境づくり

学校や地域の学習会など教育の場において、一人ひとりの人権が尊重された環境でなければ、教育活動は十分な効果を上げることはできません。学習者は、人権について知識や技能を身に付けるだけでなく、自分や他者の人権が大切にされている心地よさを経験することによって、人権尊重の大切さを実感できるようになります。学習者は「隠れたカリキュラム」（P.6参照）のなかで学んでいるということを踏まえて、教育を進めていくことが大切です。

そのために、就学前教育及び学校教育においては、直接指導する保育者・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であると言えます。子ども一人ひとりの大切さをしっかり自覚し、一人の人間として接することが大切になってきます。“一人ひとりの生活実態や、行動に至るまでの原因・背景をつかんで指導しようとしているか”“互いによさを認め合い支え合える人間関係を学級に築くことができているか”“自ら望ましい言語活動を心がけ、保育所・幼稚園等、学校・学級全体の言語環境を整えようとしているか”など、実践を通して自らの人権意識を確認しながら、子ども自身が、自らの大切さや他の人の大切さを認めることができるような環境づくりに、主体的に取り組むことも重要です。

これらの取組を、保育者・教職員の個々の力量のみに頼るのではなく、保育所・幼稚園等・学校のそれぞれの場で、主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用する「チーム学校」の視点を大切にしながらか人権が尊重された環境づくりを実現していくことが重要です。

12

(2) 社会教育

近年、社会・経済が急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化しているなかで、県民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするためには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要になってきます。また、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景とする中で、家庭での子どもへの過干渉や放任・虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等による家庭内暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの様々な人権侵害が生じており、その観点からも、全ての住民に生涯の各ステージで、人権尊重の理念や人権課題についての学習の機会を充実することが必要です。さらに、読み書きが困難な非識字者や外国籍の住民の方々に、生活する上での基礎的な能力を身に付けるための学習の場を保障することや、いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてノートやひきこもり状態にある人々の社会的な自立を支援するための仕組みづくりにも必要です。

あらゆる場面で一人ひとりの存在や発言の機会が大切にされる環境づくりに努めるとともに、学習活動においては、参加体験型などの手法を用いることにより、互いの気持ちや考えの深まりを大切に、学習者自身の意識の変容や実践行動につなげるきっかけをつくることが重要です。

人権尊重の理念や人権課題についての一人ひとりの学びの成果が、生活の様々な場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。これらの取組を通して、人権が尊重される地域づくりや社会づくりをめざします。



2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の取組

① 教育・保育内容の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。この時期に、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、人権尊重の芽生えをはじめとする豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって非常に重要です。この時期に培われた人権意識（感覚）が、将来、自分や他者の人権を大切に、いじめなどの問題や人権侵害を解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

保育所・幼稚園等では体験や遊びを中心とする生活の場で、一人ひとりの子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子供自身が大切にされていることを感じられるようなかかわりを積み重ねる中で、自分をかけがえのない存在として、欠点も含めて自分自身を認めることができる自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの教育・保育の充実に努められています。その実践のために、保育士・幼稚園教員・保育教諭等も豊かな人権感覚を育み、互いの人権が尊重されている状況を実感できる教職員集団づくりに取り組むことが重要です。

13

【県教育委員会の取組】

- 1 教育・保育内容、保育技術等の向上をめざして、基礎ステージから管理職ステージまでの各ステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。
- 2 組織的・計画的な保育所・幼稚園等の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上を図られるよう、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する、ブロック別研修会を行います。
- 3 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。
- 4 人権を大切に教育・保育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。
- 5 人権尊重の理念や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 人権教育に関する年間の研修計画を作成する。
- ② 教育・保育を取り巻く環境や教育・保育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、乳幼児・保育者・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 人権が尊重される環境づくりに向けて、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、子どもも理解を深め、子どもへの適切な関わり方について検討を行うなど指導力向上を図る研修を行う。
- ④ 研修の目的に応じて、参加体験型など多様な手法を取り入れながら研修を行う。

③ 親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育んでいくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人ひとりが大切にされていると実感できるような関わりを積み重ねていくことが大切です。また、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠です。

しかし、核家族化や家庭・地域の教育力の低下などの社会環境の変化や厳しい経済状況などを背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭があります。さらに、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者や、子どもにインターネット接続機器を渡してそれに頼った子育てをしている保護者も存在します。こうした状況を改善するため、子育てを通して保護者自身が親として成長できるように支援する必要があります。保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て情報の発信や相談活動などを通して、家庭の実態や保護者の心情に寄り添いながら、地域で親を支える子育て支援を進めていきます。



15

【県教育委員会の取組】

- 1 乳幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを全ての保育所・幼稚園等において活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進めます。
- 2 保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努めます。
- 3 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や教育・保育内容の充実に関する情報の共有を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、指導方法、保育環境等の見直し、改善を行う。
- ② 子ども一人ひとりの状況や発達過程を踏まえて、計画的に保育環境を整え、興味・関心に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を大切に教育・保育に取り組む。
- ③ 自然や人との関わりを通して、命の大切さに気付く心、人を大切にして思いやる心など豊かな心を育てるため、園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりするなどの保育環境づくりに取り組む。
- ④ 生活や遊びのなかで一人ひとりの子どもが十分に自己発揮しながら、他の子どもと多様な関わりがもてるよう援助し、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる教育・保育を小学校と連携して進める。

② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

就学前教育では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化が望まれます。

子どもが互いの人権を大切にしながら充実した生活を送るためには、基本的な生活習慣を身に付けることや、社会現象、自然環境への興味・関心を高めることが重要であり、保育士・幼稚園教員・保育教諭等は、そのための教育・保育内容や保育技術等の向上に努めなければなりません。併せて、身近な人権課題について、正しい理解と認識を深めるなど、人権尊重の理念を理解・体得することが求められています。



14

【県教育委員会の取組】

- 1 良好な親子関係や子どもへの関わり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。
- 2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。
- 3 基本的な生活習慣や携帯電話・スマートフォンの取り扱いなどについて、親子で考える機会をもち、家庭においてルールを確認することの大切さを保護者に啓発していきます。
- 4 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。
- 5 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を関係機関と連携して行うため、家庭支援推進保育士の配置を支援します。
- 6 厳しい環境にある子どもの支援や小学校への円滑な接続を図るため、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を支援します。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 送迎時や連絡帳、行事や保護者研修などの様々な機会を捉えて、子育てに関わる相談活動や情報の発信を行い、保護者の状況や心情に寄り添いながら子育て力の向上を図るとともに、保護者同士のつながりをつくる。
- ② 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、組織の一員として、保護者支援等の取組を行う。
- ③ 親育ち支援担当者を配置し、日頃から保護者と十分関わるとともに、計画や記録に基づいた支援を行う。
- ④ 厳しい環境にある子どもや、特別な支援が必要な子どもの特性に応じた教育・保育が、小学校へスムーズに引き継がれるよう、小学校や関係機関との連携をさらに進める。

(2) 小学校以降の学校教育の取組

① 学校教育活動全体を通した人権教育の推進

学校の人権教育は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われることが大切です。また、日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学校・学級とするように努める必要があります。そのためには、生徒指導、学習指導と学力向上の取組、それらの基盤となる仲間づくりなどが、人権尊重の精神に立ったものとなることが不可欠です。様々な子どもが共に学び、共に生きることの意義を踏まえ、教育環境や教育内容の充実に努める必要があります。生徒指導においても、自分の大切さとともに他の人の大切さを認



16

めるという人権感覚を育むことを通して、暴力行為やいじめなどの生徒指導上の諸課題の未然防止に努めることが重要です。

子どもの意見をきちんと受け止めて聴くこと、子どもを現象面だけで判断するのではなく、その背景を含めてしっかりつかんで関わることなどが、取り組む上で大切な視点となります。さらに自尊感情を育むためには、子ども同士が互いにかげがえのない存在であることを実感できる取組が必要です。そして、これらの取組の前提として、互いを認め合い、支え合うといった人権感覚が確立された教職員集団づくりが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした授業づくりや児童生徒支援の充実を図ります。
- 3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成するために、キャリア教育や道徳教育の充実を図ります。
- 4 インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図ります。
- 5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。
- 6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめを未然に防止するための取組を支援します。
- 7 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上などを図るなど、その教育的意義をより高めるための支援を行います。
- 8 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。



17

り共感したりすることで、自分や生活との関わりを考える機会となります。そうして、身近なところから課題解決に向けた意欲や行動力を育むことが大切です。

相手のことを意識したコミュニケーションスキルと、他の人と豊かな関係を築くことのできるソーシャルスキルは、人間関係を築く上でも重要です。“人と人をつなぐ”という視点に立って、学習活動を組み立て、日々の仲間づくりを進めることも大切です。

また、探究的な学習活動を通して、子どもの主体的に取り組む態度の育成をめざしたり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

さらに、子ども一人ひとりに、将来の生き方や在り方を考えさせ、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育も重要です。

学校全体として、個に応じた目的意識のある学習指導や望ましい人間関係づくりなどを大切に、学習意欲の向上に努めることが必要です。各教科等の学習や体験活動などを通して、子どもが自らの進路を切り拓くための教育内容の創造や、授業改善に取り組むことが重要です。



【県教育委員会の取組】

- 1 各学校における人権教育の視点に基づく教育内容の創造を支援し、先進的に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。
- 2 県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。
- 3 地域の特色を生かしたキャリア教育の取組が充実するよう学校を支援します。
- 4 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。

《学校での取組例》

- ① 地域の特色や児童生徒の実態などを踏まえて、協力・参加・体験を中核に置いた指導方法の工夫を行うとともに、人権教育を通して育てたい3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から、バランスよく学習内容を設定する。
- ② 児童生徒に権利と責任を理解させることを通して、児童生徒が主体的にいじめや差別をなくしていく力を育む。
- ③ 日々の仲間づくりが大切であることから、人間関係づくりに関わる教育内容を創造する。
- ④ キャリア教育や体験活動などを通して、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、自らの進路を切り拓く力を育てるための教育内容を創造する。
- ⑤ 人権課題に関する探究的な学習や協働的な学習を通して、問題を発見する力や、いじめや差別などの問題の本質を見極める力を育成する。

19

《学校での取組例》

- ① 教職員の姿勢や言動が人権教育の重要な部分であることを自覚し、日々の授業や行事等の学校生活において児童生徒の人格をしっかり認め、自尊感情や自己有用感を育む取組を行う。
- ② 児童生徒のもつ力や可能性を引き出す生徒指導を通して、児童生徒一人ひとりが自己実現できるように取り組むとともに、児童生徒同士が良さを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるように、日々の授業や行事等において場面設定や話し合い活動等に取り組む。
- ③ 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの教育活動を通して、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めるための効果的な取組について教職員で共通認識を図り、学習プログラムの作成を進める。
- ④ 防災教育、情報教育、キャリア教育等と人権教育の関連について教職員で共通認識を図り、人権教育の視点に立った取組を推進する。
- ⑤ 全ての児童生徒が「分かる」「できる」実感味わうことができるよう、ユニバーサルデザイン視点に立った学習環境づくりや授業づくりに取り組む。
- ⑥ 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、きめ細かな指導を行う。
- ⑦ いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題を未然に防ぐために、みんなが大切にされる学校・学級づくりをめざし、日々の生徒指導や学習指導に取り組む。
- ⑧ いじめやインターネットに関わる問題の解決に向けて、児童生徒の主体的な取組を推進するため、児童会や生徒会活動を充実する。
- ⑨ 専門外の教員が担当する部活動等に、外部人材を派遣し、学級や学年を離れて仲間や指導者と深く関わり互いに競い、励まし、協力するなかで友情を深め、よりよい人間関係の形成につなげる。
- ⑩ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりに努める。

② 教育内容の創造

子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力も借りながら人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることが大切です。

人権教育を通して育てたい資質・能力を身に付けさせるためには、子どもの実態等を踏まえて、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面からバランスよく学習内容を設定する必要があります。（※知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の詳細については、P.8の図を参照）

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められています。人権課題については、学習者の状況によって、身近に感じるものとそうでないものがありますが、具体的な事例を通して、他者の心の痛みに触れた

18

③ 教職員研修の充実

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じて創意工夫して取り組む必要があります。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切です。人権尊重の理念や人権課題に対する深い理解と認識をもち、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対して日常的に関わっていくことが重要です。「隠れたカリキュラム」（P.6参照）の重要性を確認し、人権尊重のメッセージを含んだ言動が日々なされるよう、教職員の人権感覚を高めていくことが求められます。

教育委員会や各学校においても、人権教育についての研修を年間の研修計画に位置付けて、計画的・継続的に取り組むことが大切です。

【県教育委員会の取組】

- 1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な11の人権課題についての理解を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。
- 2 人権教育主任（担当者）の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。
- 3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。

《学校での取組例》

- ① 計画的・継続的な人権教育に関する校内研修の実施に向けた年間の研修計画を作成し、授業研究を通して、各教科等における人権教育を充実する。
- ② 教育を取り巻く環境や教育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、児童生徒・教職員・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 研修の目的に応じて、参加体験型の手法など多様な手法を取り入れながら研修を行う。
- ④ 人権が尊重される環境づくりに向け、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、児童生徒理解を深め、児童生徒の捉え方や言葉かけ等、児童生徒との関わり方についてさらに向上する研修を行う。
- ⑤ 発達障害等のある児童生徒の特性に応じた指導の充実に向けた研修と情報共有を行う。
- ⑥ 同和問題をはじめとする県民に身近な11の人権課題についての学習の充実に向けた研修を行う。

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

校長のリーダーシップのもと、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）などを中心に、教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、人

20

権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが大切です。特に、人権教育主任（担当者）は、人権教育に関する企画立案、推進に関するコーディネートなど、推進体制の要として重要な存在です。

人権教育を推進していくためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の確立が重要です。学期ごと、年度ごとなど定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに見直しを行うことや、地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを活用して、保護者や地域の人たちに積極的に情報提供したり、意見を聞いたりすることも重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援をします。
- 2 授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若年教員を育てることを重視）を支援します。
- 3 人権教育主任（担当者）や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。
- 4 研修会等での取組の交流を通して、人権教育主任（担当者）が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。
- 5 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めています。
- 6 地域学校協働本部の活動などを通して、地域との連携・協働を進めています。
- 7 「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめ問題の防止等の取組状況を検証し、総括を行うとともに、いじめ防止等の取組の推進を図ります。

《学校での取組例》

- ① 児童生徒や地域の実情を踏まえ、人権教育目標の設定、計画的・系統的な人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた取組を行い、PDCAサイクルによって検証・改善を進める。
- ② 教職員、児童生徒、保護者などのいろいろな視点から組織的な取組の点検・評価を行う。
- ③ 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）が中心となって、効果的・効率的に機能する人権教育の推進体制を確立する。
- ④ 学校の取組が家庭や地域に伝わるように情報を発信し、それぞれが連携しながら人権教育を推進する体制を確立する。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止等の取組について共通認識を図り、いじめ予防等プログラムの実践、点検・評価を行う。

21

（３） 社会教育の取組

① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

子どもの人権尊重の精神を育むためには、家庭における教育が重要な役割を担っています。

家庭教育は、保護者や保護者に準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育のスタート地点です。子どもが、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者等が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭での日常生活を通して、保護者等自らが人権課題について正しい理解と認識を深め、社会的不正・不合理を許さない態度や人権意識に裏付けされた生活態度等の確立を図り、子どもの人権感覚を育む家庭づくりに努めることが大切であるとされています。

また、子どもの豊かな人間性や基本的な生活習慣の確立、規範意識等を育むうえで有効とされる体験活動、運動・スポーツ活動、世代を越えた交流活動などに、大人も積極的に参加し、人と関わる楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことにより、子育てや子どもへの関わりを通して大人の人権感覚を高めることが大切です。

【県教育委員会の取組】

- 1 家庭のふれあいや絆づくりを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭教育への支援を行います。
- 2 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制が充実するよう、市町村の取組を支援します。
- 3 PTAを対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。
- 4 市町村が実施する家庭における人権教育を充実させるための学習を支援します。
- 5 地域住民が、家庭教育に関わる学習活動等を主体的に進めていくことができるよう、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。
- 6 体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。



22

《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園、学校等と連携した家庭教育講座や、子育てについての悩み相談等を実施し、家庭教育への支援を行う。
- ② 公民館や図書館といった社会教育施設を活用して、PTAや子ども会等の活動と連携し、放課後や休日を活用した親子参加型の行事を支援する。
- ③ 行政から委託を受けたり、NPOから始まった活動を行政が支援したりするなど、空き店舗や空き家、地域の施設等を利用して、子育てや人権に関する学習や、親子で楽しめる体験活動等を行い、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 任意のサークル団体が、市町村や学校、青少年のための社会教育施設等を利用して行う、文化・スポーツ活動や自然体験活動を通して、人を尊重する態度や互いに支え合う教育を推進する。

② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

県民一人ひとりが人権感覚を身に付け、ライフステージに応じた自己の実現や活力ある地域社会づくりを実現するために、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした社会教育における人権教育の取組を、継続的に推進していくことが大切です。

また、「平成29年度高知県人権に関する県民意識調査」の結果では、多くの県民から、人権尊重の社会実現に向けた積極的な教育活動の必要性が指摘されています。

このため、地域住民の学習ニーズに応じたテーマや日時・会場の設定、ICTの活用など、多くの方々の人権に関する学習に参加しやすい環境を整える必要があります。

地域においては、自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の団体による活動が数多く展開されており、こうした活動とも連携することが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 人権課題の解決や、いじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。
- 2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。
- 3 公民館等の社会教育施設において、人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけ、多様な学習機会やライフステージに応じた学習の充実を図ります。
- 4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。
- 5 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、修学や就労に向けた支援を行います。
- 6 夜間中学の取組など、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方、外国人の方への学習機会の提供に努めます。

23

《市町村での取組例》

- ① 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- ② 自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- ③ 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 少年補導育成センターや警察、医療機関、民間企業・団体等と連携し、情報モラルやネット依存に関する問題についての啓発講座を実施する。
- ⑤ いじめやインターネットの問題について、大人と子どもの対談フォーラムや児童会生徒会交流集会を実施し、問題解決に向けた取組の交流を行う。
- ⑥ 人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」等を活用し、発達段階を踏まえた人権学習の充実を図る。
- ⑦ 福祉関係施設等における交流・ボランティア体験（講演やコンサート、高齢者疑似体験、手話・点字・盲導犬・障害者スポーツ等）を企画し、施設の利用者の方との交流を通じた取組を推進し、相互理解を図る。
- ⑧ 夜間中学や「若者サポートステーション」の取組の周知を図り、様々な年代の方への学習機会の確保や、修学への支援をする。

③ 指導者等の養成

地域社会において、人権課題を解決していくためには、様々な年齢層の人々や豊かな経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、人権教育を効果的に推進する指導力のある指導者等の存在が不可欠であり、社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成とその資質の向上を図ることが必要です。

市町村における社会教育の担当者には、地域住民に対する研修を企画・運営する力が求められています。また、担当者同士が連携できるネットワークを構築することも必要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。
- 2 市町村の社会教育委員等の人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、その活動が充実するよう支援します。
- 3 社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成を推進し、人権教育・啓発の学びを支える人材育成を図ります。

24

《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者の専門性や実践力の向上を図るとともに、職場内研修において、研修講師を務めることができるよう指導者の育成を図る。
- ② 公民館等を利用するサークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等において、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」や視聴覚教材等を活用し、地域住民の人権意識や人権感覚を醸成できる指導者の育成を図る。
- ③ 人権啓発や男女共同参画、社会福祉、生涯学習、多文化共生・国際交流等の人権教育・啓発に関係する若年職員が連携し、職場内研修や外部への出前講座、ボランティアや地域イベント等の事業の企画・運営を通して、指導者の人材育成を図る。
- ④ 近隣の市町村と合同で社会教育や人権啓発に関する研修やイベントを実施し、取組の交流を通して、担当者としての人権意識やスキルアップを図る。

④ 人権学習プログラムの開発、教材の整備

社会教育における人権教育を効果的に進めるためには、学習教材やプログラム、学習方法が、学習者の意欲や関心、共感を呼び起こし、気付きを促すものであることが必要です。そのために、身近な素材を取り扱ったり、本音が語れる雰囲気の中で学習者がもっている経験や知識を引き出し学び合う、参加体験型の手法を取り入れるなど、参加者が主体的・能動的に参加できる学習内容の充実が図ることが大切です。

研修がより効果を発揮するためには、地域の課題や学習者のニーズを踏まえた人権学習プログラムや教材を開発・整備することが望まれます。

また、高知県教育委員会が作成してホームページ上で公開しているプログラムなどを参考に、学習者のニーズに応じて活用することも効果的です。

【県教育委員会の取組】

- 1 子どもから大人まで学ぶことができる人権学習に関する研修内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。
- 2 自主的、意欲的な参加が得られるような参加体験型学習プログラムの開発を進めます。
- 3 県立ふくし交流プラザなどで実施されている、高齢者疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組の周知を行います。
- 4 県立青少年教育施設において、子どもも大人も参加できる多様な自然体験プログラムを実施し、人権感覚を育む事業を推進します。

25

《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者が、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」をもとにして教材づくりを行い、サークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等の参加者がライフステージに応じて、自分の事としてとらえることができる人権学習を実施する。
- ② 人権教育・啓発担当者が作成した教材を人権課題やテーマごとに分類し、保管を行い、複数の担当者が使用できるように環境整備を行う。
- ③ 人権教育・啓発担当者が、個別の人権課題についての当事者の体験した生活上での困り感や差別の実態等をもとに、研修教材や啓発ポスターを作成し、啓発を促す。
- ④ 地域の歴史やこれまでの取組、今後のまちづくりの方向性等、地域を教材化し、子どもから大人まで学ぶことができるプログラムを作成する。
- ⑤ 人権週間の集いや作品展、交流会などのイベントと併せて研修会や体験学習等を実施し、取組のプログラム化を図るとともに、当事者に対する理解を深める取組を推進する。

④ 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

子どもは、保育所・幼稚園等や学校、家庭を含めた地域社会のなかで育ちます。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

就学前から高等学校まで子どもの発達段階に応じて必要な力や人権感覚を育成するためには、各校種間で人権課題についての学習内容の連続性や系統性、生徒指導の充実を図ることが必要です。併せて、子どもが保育所・幼稚園等、学校で人権について学んだことを肯定的に受け止めることができる家庭や地域をつくること、また子どもと保護者や地域の人々が共に学ぶ場をつくるのが大切です。

保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立つて、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を進めることも大切です。また、各学校において、近隣の特別支援学校等との行事での交流及び共同学習等を、計画的、組織的に行うことにより、共生社会に向けて連携した取組を推進していく必要があります。



26

【県教育委員会の取組】

- 1 保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもを育てることの大切さについての理解をさらに広げていきます。
- 2 保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。
- 3 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育てを支援します。
- 4 子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習や生徒指導の充実を図るために、保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間での支援・指導の引き継ぎや、児童虐待の防止対策の充実や連携・協働に向けた取組を推進します。

《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間において、子どもの支援・指導の引き継ぎや、連携・協働に向けた取組を行う。
- ② 特別支援学校に在籍する子どもと、その子どもが居住する地域の小・中学校（居住学校）との行事での交流及び共同学習等を実践し、共生社会の実現に向けた取組を行う。
- ③ 「あいさつの日」「交通安全の日」「開かれた学校づくり」等の取組を通じて、家庭や地域、学校の相互理解を促進し、連携を深める。
- ④ 地域の高齢者宅訪問の取組を通じて、高齢者とのふれあいや防災に向けた取組を行い、「ひとにやさしいまちづくり」を促進する。
- ⑤ 中学校区とともに保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校、家庭、地域住民を対象に、公開保育・公開授業や講演を合同で開催し、互いに意見交流し、子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習やユニバーサルデザインを視点にした授業の充実を図る。

⑤ 関係機関・NPO等との連携

私たちの身近なところで、まちづくり、福祉、環境、平和などの人権に関わる様々な啓発活動が展開されています。人権に関わる取組を進めるためには、高知地方事務局や高知県警察本部、各市町村の要保護児童対策地域協議会、社会教育団体、NPO、教育研究団体等と連携・協働しながら効果的に進めていくことが大切です。



27

【県教育委員会の取組】

- 1 人権に関わるNPO・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。
- 2 高知地方事務局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援を行います。
- 3 高知地方事務局と連携し、人権作文に関する事業を実施し、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深める取組を行います。

《市町村での取組例》

- ① 人権に関わるNPOや教育研究団体が主体となって、地域の保育所・幼稚園等、学校の人権教育担当者と連携・協働し、人権教育・啓発に向けた取組や実践交流を行う。
- ② 社会福祉協議会や福祉施設、国際交流支援団体等と保育所・幼稚園等、学校が連携し、行事での交流やボランティア活動、体験活動等（料理、手話、点字、盲導犬、介助犬、障害者スポーツ等）を通じて互いに交流し、子どもや大人の人権感覚や人権意識を育む。
- ③ 人権擁護委員や少年補導育成センター等と連携し、人権尊重の理念や個別の人権課題についての防犯教室や出前授業、人権作文・青少年健全育成作文の取組等を実施し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。
- ④ 県立人権啓発センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」、国際交流団体、北海道アイヌ協会、平和資料館等の家、日本ユニセフ協会等と連携して、人権課題や外国文化、人権や平和に関する資料やパネル等の企画展示ブースを設置し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。



28

人権教育資料集(乳幼児教育編)スマイル～輝く えがお と～
【 監修委員 】

田村 由香 高知学園短期大学幼児保育学科 准教授

森岡 俊介 高須幼稚園 園長

人権教育資料集(乳幼児教育編)
スマイル ～輝く えがお と～(令和3年改訂)

令和3(2021)年 3月改訂

編集・発行／高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番 52 号

TEL 088-821-4932 FAX 088-821-4559

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

人權教育資料集
(乳幼兒教育編)